

## 再意見書

平成21年 9月8日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511  
住所 おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう ばん ごう  
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号  
名称及び にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ  
西日本電信電話株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち  
大竹 伸一

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集」（2009年度）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当部分	再意見
<p>・今年度においても、考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方が継続されるべきと考えます。</p> <p>また、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法についても、従来の方考え方を更新する事情がないことから、メタル・光ファイバを区別せず、固定通信事業において加入者回線総数の50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備並びに当該設備と一体として設置される設備をボトルネック設備に指定するとしている現行の方式を引き続き採用すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P10)</p> <p><b>【指定対象設備は現行維持が必要】</b></p> <p>・指定の対象設備について、現行維持が必要と考えます。特に地域IP網・ひかり電話網・NGNや加入DF等は、NWのIP化が急速に進んでいる現状においてまさに不可欠な設備となっており、現在の指定の対象設備は今後も日本における通信サービスの根幹を担うものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(イーアクセス・イーモバイル P4)</p> <p>・ネガティブリスト方式の現行維持が必要と考えます。ポジティブリスト方式を採用した場合、それによって接続事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供できない可能性があります。その場合、日本の通信市場の発展に支障をきたすばかりでなく、NTT 東西殿のみが先行してボトルネック設備を用いた新たなサービスを開始するなどの公正競争確保の観点からも適切ではないと考えます。</p> <p>・また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)については、昨年度の検証結果の考え方6にて示された内容において変化した状況はないと考えられるため、引き続き種別を区別せずに指定するこ</p>	<p>・端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。</p> <p>・現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。</p> <p>・したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバ等については諸外国での規制の状況を踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。</p> <p>・「端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある」とする考え方を継続すべき理由として、昨年度の本制度の検証結果に示された理由が列挙されていますが、何れも、以下のとおり、端</p>

該当部分	再意見
<p>とが必要と考えます。(※2)</p> <p>参照:※2 平成 21 年 2 月 総務省資料「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」考え方 6</p> <p>「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、合理性があると認められる」</p> <p>(イーアクセス・イーモバイル P4)</p>	<p>末系伝送路設備の種類(メタル・光)を区別せずに指定を行うことに合理性があることの根拠にはならないと考えます。</p> <p>① 設備のボトルネック性については、他事業者が代替設備を自前構築できる環境が整っているか否かによって判断すべきであり、DSLサービスとFTTHサービスとの間でサービスの代替性があることは、メタル回線と光ファイバを区別して指定する理由にはならないと考えます。むしろ、CATVブロードバンドサービスとDSLサービスやFTTHサービスとの間でサービスの代替性があるにも関わらず、現にブロードバンドサービスに使用されていないCATV回線を光ファイバと区別して取り扱いながら、現にブロードバンドサービスに使用されていないメタル回線を光ファイバと一体的に取り扱うとしている点で、現行制度には不整合が存在しています。</p> <p>② 当社の光ファイバはメタル回線と同様、電力会社や当社の線路敷設基盤を利用して敷設されていますが、当該線路敷設基盤は既に開放済であるため、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整っていることから、既に敷設済のメタル回線の場合と異なり、構築意欲さえあれば、他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前敷設することが可能ですし、現に光ファイバ等の自前敷設を行っています。</p> <p>③ 他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、</p>

該当部分	再意見
	<p>個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能であるため、当社に競争上の優位性をもたらす手続き面での優位性はありません。また、当社はメタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できる訳ではないため、当社にコスト面での優位性もないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「ネガティブリスト方式の採用は第一種電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当」といった現行の考え方を継続すべき理由として、昨年度の本制度の検証結果に示されたとおり、「ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や、NTT東西を競争上不利な状況に置く又はお客様利便を損ねている等の状況も認められないこと」が挙げられていますが、殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、今から花開こうとしているブロードバンド通信市場でのイン</li></ul>

該当部分	再意見
	<p>フラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることを考えると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法について、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すと共に、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在指定を受けている第一種指定電気通信設備に関しては、NTT 東西殿がそのボトルネック性が失われたことを挙証しない限り、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが必要不可欠です。</li> <li>・ 特に、地域 IP 網、光アクセス回線については、依然として他事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であるという状況に何ら変わりはないため、引き続き第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。</li> <li>・ また、NTT-NGN、光 IP 電話用ルータについては、昨年度より新たに指定対象とされたばかりであり、従来の考え方を変更する事情もないことから、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定の対象設備について、現行維持が必要と考えます。特に地域IP網・ひかり電話網・NGNや加入DF等は、NWのIP化が急速に進んでいる現状においてまさに不可欠な設備となっており、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他事業者がIPネットワークを自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IPネットワークの自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。</li> <li>② 現に、他事業者は独自のIPネットワークを構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。ブロード</li> </ul> </li> </ul>

該当部分	再意見
<p>現在の指定の対象設備は今後も日本における通信サービスの根幹を担うものと考えます。 (イーアクセス・イーモバイル P4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンバンドル機能対象については現行維持が必要と考えます。現在対象となっているアンバンドル機能によって、ADSLをはじめとした消費者にとって安価で利便性の高い様々な通信サービスの提供が実現されています。 特にNGNでは本年度より新たに収容局接続機能・IGS接続機能及び中継局接続機能が接続料として設定され、これらの機能を活用し創意工夫を凝らした新サービスの登場が期待されます。NGNについては今後も接続事業者の要望に応じて、アンバンドル化が引き続き進められていくことと考えます。 (イーアクセス・イーモバイル P4)</li> <li>・ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(2008年3月27日)(以下、「NGN答申」)で整理されたとおり、NGN、地域IP網及びひかり電話網に係る機能を、引き続きアンバンドル機能の対象とする現行の考え方を維持すべきと考えます。 (KDDI P3)</li> </ul>	<p>バンドサービスについて、FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで51.9%(平成21年3月末)に止まり、30府県中14府県で当社シェアが50%を下回り、うち3県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井のCATV事業者殿のシェアは、59%、55%、50%と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に特別収容局ルータ接続機能を規定していたものの、他事業者による利用実績はなかった。</li> <li>④ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、O50 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは30%程度(平成21年3月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば6%程度(同上)に過ぎない状況にある。</li> <li>⑤ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。</li> </ul>

該当部分	再意見
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外して頂く等の対応を行って頂きたいと考えます。</li> </ul> <p>【收容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フレッツサービスに係る機能(一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能)については、地域IP網において、特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成 13 年から現在に至るまで 8 年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</li> <li>・ 中継局接続に係る機能(一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能)についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えます。</li> </ul> <p>【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、「固定ー固定」間の通信においては、事業者</li> </ul>

該当部分	再意見
	<p>間の協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、IP電話サービスに係る機能(関門交換機接続ルーティング伝送機能)の接続料が設定されたことから、今年度以降、当社が事業者均一のひかり電話網の接続料を定めることとなった一方、接続事業者は従来どおり自由に接続料を設定できるため、接続事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」の懸念が生じています。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、当該機能をアンバンドルの対象から除外して頂きたいと考えますが、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する場合には、総務省殿において、当社のPSTNの接続料やひかり電話の接続料よりも高い接続料を設定している固定電話事業者に対して、接続料の算定根拠を提出させた上で、当社や他事業者の接続料よりも接続料が高い理由や、自社内や自グループ内の無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等について説明するよう求め、それら説明の妥当性を含め、当該事業者の接続料の適正性を検証し、「不当に高額な接続料」にあたることを認められる場合には、それを是正して頂きたいと考えます。</li></ul>

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年7月21日に公表された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について報告書案」において、「NTT東・西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当」との考え方が示されていますが、マンション向け屋内配線についても同様に一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。</li> <li>・ また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、戸建て向け及びマンション向けの屋内配線とも、関係事業者間で速やかに協議し内容を整理することとされており、ビジネススペースの協議を基に接続約款の具体的内容が定められることとなっておりますが、利用者利便の向上や二重投資による国民的不経済を回避するためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的期限を定める等の措置を検討して頂きたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(KDDI P3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の観点から、屋内配線にはポトルネック性がないため、戸建て・マンション向けを問わず、屋内配線を第一種指定電気通信設備に位置付けて、規制を強化することは不適切であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋内配線は、お客様のご了承を頂くことにより、お客様の宅内に誰もが自由に設置できる設備であり、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</li> <li>② 現に当社のダークファイバ等と接続する事業者は、多くの場合、自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に屋内配線を設置されており、更に、電力系事業者やCATV事業者も相当数のお客様に対し、屋内配線を設置し提供されている等、各事業者が自らの判断に基づき屋内配線を自由に設置していること。</li> <li>③ 屋内配線の維持運用にあたっては、基本的にお客様のご意向に従って対応する必要があり、撤去や移設等の要請があれば、それに応じる必要があること。</li> </ul> </li> <li>・ 屋内配線の転用にあたっては、物品仕様・工法・インターフェースの統一や、転用対象となる設備の存否情報を事業者間で授受するための手続きの整備等、数多くの課題があると考えられるため、自らの屋内配線の転用を認めた上で当社の屋内配線の転用を要望される事業者との間で、お客様のご意向も踏まえつつ、個別の協議を通じた調整を図っていく必要があると考え</li> </ul>

該当部分	再意見
	<p>ます。しかしながら、電力系事業者やCATV事業者の屋内配線は、当社の屋内配線と方式や仕様等が異なっており互換性がないケースが大半と想定され、現に、これまで屋内配線の転用に係る意見を提出されていたKDDI殿を含め、当社は接続事業者より屋内配線転用に係る具体的なご要望を頂いておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ このように、屋内配線の転用に係る他事業者のニーズが不明確であって、物品仕様の統一等に係る事業者間協議も開始されておらず、課題解決の見通しも立っていない現段階において、転用ルールを整備すること自体を目的化するのは不適切であると考えます。</li> <li>・ なお、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申案(平成 21 年 8 月 6 日公表)において、「NTT東西の屋内配線の転用は、自らの屋内配線の転用を認めている事業者に限って認めることが適当」と記載されていることを踏まえると、KDDI殿が「早期に転用ルールが整備されるよう具体的な期限を定める等の措置の検討が必要」と主張されるのであれば、KDDI殿から具体的なご要望を頂くと共に、KDDI殿の屋内配線に係る転用手続きや料金等の提供条件について、まずは同社から具体的にご提案頂きたいと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT-NGNの帯域制御機能や認証・課金機能等のアンバンドルについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(2008年3月27日、情報通信審議会答申)」において、どのように利用するかが明確でないため、アンバンドルの要否の判断は時期尚早とされました。しか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、当社のNGN上でお客様が多様なサービスをご利用して頂けるようにしていきたいと考えていますが、「プレゼンス機能」や「セッション制御機能」を含め、プラットフォーム機能のアン</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>しながら、アンバンドルの在り方については、「接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」にて示されたとおり、「技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない」とされ、「技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当」とされています。また、本来、NTT 東西殿の設備利用部門と接続事業者相互間での同等性を確保するためには、接続事業者が希望した時点で接続が開始可能な状況にしておくことが重要であることも踏まえれば、NTT-NGNに係る機能については、接続事業者による多様なサービスの迅速な提供が可能となるよう、現時点において、技術的に可能な単位、かつ適正なコストにてアンバンドルを行っておくことが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、『「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)への意見及びそれに対する考え方(2008年3月27日)考え方28』においては、「NTT 東西においては、他事業者がNGNを活用したサービス提供を行うために必要な情報は、他事業者の要望を踏まえ、できる限り開示するように努めることが適当である」とされたところですが、これらに係るNTT 東西殿の情報開示は依然として行われていない状況であり、NTT 東西殿においては、早急に帯域制御機能や認証・課金機能等の詳細について情報開示を行うべきと考えます。</li> <li>加えて、接続事業者の多様なサービスの迅速な提供や技術革新の実現を可能とするために、NTT-NGN以外のその他の網における既存機能についても、可能な限りアンバンドルを推進すべきです。(例:ドライカッパ接続料のサブアンバンドル等)</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P11、P12)</p>	<p>バンドルについては、現時点に至るまで、他事業者からの具体的な接続要望はない状況にあるため、まずは、要望事業者において要望内容を具体化して頂く必要があると考えます。当社は、具体的なご要望が寄せられた場合には、技術的な困難性や過度の経済的負担が生じないことを確認の上、当該事業者と協議を進めていく考えです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、当社としては、具体的なご要望をお聞かせ頂ければ、積極的に対応していく考えであり、国際標準の動向も踏まえつつ、NNIIによる機能アンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの機能提供を含め、できるだけ早期かつ低廉に実現できる方法を選択・提案させて頂く考えです。</li> <li>なお、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>FTTH 市場(戸建て/ビジネス)におけるNTT 東西殿のシェアは、2009年3月末で74.2%※11という非常に高い数値であり、一年前の数値(71.4%)と比べても、市場の独占化傾向は一層進んでいます。</li> <li>このような傾向が継続した場合、中長期的なブロードバンド市場の発展傾向が鈍化する可能性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社としては、以下のとおり、現時点でFTTH市場における接続条件を見直す必要はないと考えます。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等</li> </ol> </li> </ul>

該当部分	再意見
<p>が極めて高く、延いては利用者料金への影響等、利用者利便の低下を誘引させる恐れがあることから、当該状況を早急に是正し、FTTH 市場における公正競争環境を確保することが急務と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すなわち、弊社共が従来より主張しているとおり、NTT 東西殿の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や、光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、分岐端末回線あたりの接続料設定等の公正競争上の問題の解消に向けて必要な措置を講じるべきと考えます。</li> </ul> <p>※11 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表（2008 年度第 4 四半期(3 月末)）(2009 年 6 月 25 日)より</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P24)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、本年6月に内閣府に提出した当社の規制改革要望に対する総務省の回答では、「&lt;略&gt;分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当である。」と措置の検討を先送りする姿勢が示されましたが、昨年11月に提出した当社の当該要望に対する総務省の再回答では、「FTTH市場では、NTT東・西が継続的にシェア高める一方、平成21年度のFTTH契約数を下方修正(平成20年11月)するなど、更なる活性化に向けた取組が求められる状況にある。」と新たな取組を必要とする考え方が示されていました。</li> </ul> <p>FTTH市場は、依然としてNTT東・西と他の事業者は対等には競争できない市場環境にあり、NTT東・西のシェア拡大に歯止めがかからない状況です(*)。総務省は、検討を先送りするのではなく、新たな取組によりFTTH市場を活性化させるため、分岐端末回線単位での加入ダークファイバの接続料の設定等、必要な措置を早急に講じるべきと考えます。</p> <p>(*)電気通信事業分野の競争状況に関するデータによると、FTTH市場全体の伸びは鈍化する</p>	<p>により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展していること。(ブロードバンドサービスについて、FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで51.9%(平成21年3月末)に止まり、30府県中14府県で当社シェアが50%を下回り、うち3県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回る。三重、富山、福井のCATV事業者殿のシェアは、59%、55%、50%と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にある)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 加入光ファイバの接続料については、FTTH サービスの提供コストを低廉化することによって事業者間競争の促進を図るよう情報通信審議会等から要請されたことを受けて、昨年1月に認可申請した接続料金を、昨年4月に更に引き下げて補正申請し、総務大臣殿の認可を受けたものであること。</li> <li>③ 分岐端末回線単位の接続料設定については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方(答申)」(平成20年3月27日情報通信審議会)において、「今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当」とされていること。また、サービス競争の阻害や設備競争の否定に繋がることになるため、そもそ</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>一方、NTT東・西の契約回線数シェアは2009年3月末時点で74.1%と依然として上昇を続けており、競争が機能していないことにより市場の活性化が停滞している。</p> <p>(KDDI P3)</p>	<p>も分岐端末回線単位の接続料設定は実施すべきでないこと。</p> <p>④ 他事業者は、当社の光配線区域に縛られず、自由に設備構築することを希望されるのであれば、当社が提供する加入者光ファイバ等を活用し、当該他事業者が独自に設定された光配線区域にあわせ、屋外スプリッタ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・敷設・管理を自ら実施することで対応頂くことが可能であること(自ら自由に設備構築して頂けるにも関わらず、当社の屋外スプリッタや引込線を利用されたいとのことであれば、当社の効率的な設備構築及び保守運用の観点から設定している現行の光配線区域に従って頂くほかありません)</p>
<p>・ また、イーサネットサービスに係る機能については、NGN答申のとおり、「NTT東・西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置を取ることが必要であり、競争事業者からアンバンドルの要望があれば、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要」です。またその際には、NTT東・西の県単位の網との接続機能をアンバンドルすることが必要であると考えます。</p> <p>なお、イーサネットサービスに係る接続料については、NGN答申において「コストベースであることを前提として、接続料を相対取引で設定することもやむを得ない」と記載されておりますが、ポトルネック設備と一体として設置されるNGNの接続料が、NTT東・西の都合で一方的に決定されてしまうことがないよう、総務省等が相対の接続料について、適切な条件で設定されたかどうかを確認する仕組み等、公平性及び透明性が担保されることが必要であると考えます。</p>	<p>・ 当社のイーササービスについて、以下の理由により、アンバンドル／接続料設定を義務づけることは適当でないと考えます。</p> <p>① 他事業者は、当社又は電力系事業者殿から光ファイバを借りて、1台あたり百万円～数百万円程度に過ぎない自前イーサ装置を当社ビル等にコロケーションすれば、当社のイーササービスと同等のサービスを提供可能であること。</p> <p>② その結果、イーササービスの市場シェアを見ると、当社が13.1%、NTT東日本が18.3%であるのに対し、アンバンドルを要望されているKDDI殿のシェアが22.5%となっており、</p>

該当部分	再意見
<p style="text-align: center;">(KDDI P3、P4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モバイルについては、その契約件数が1億件を超え、固定電話市場と比較しても巨大な市場へと成長し、また国民にとっても生活必需品として日常生活において不可欠なものとなっています。</li> <li>・ そして、そのモバイル事業者が設定する接続料は、接続事業者にとっては利用者にサービス提供するにあたって非常に大きな位置づけを占めるものとなっています。</li> <li>・ しかしながら、現行の第二種指定電気通信設備制度では、接続料を規定する接続約款が届出制となっています。そのため、接続料の算定内容がブラックボックス化し高止まりしており、接続事業者からはその算定の適正性が判断することができない状況です。</li> <li>・ こうした状況を踏まえ総務省「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書案でも、モバイル接続料は算定の適正性を検証することもできない状況と判断していますが(※3)、その対応としては算定方法・算定根拠提出等のガイドラインの策定に留まっています。これでは、接続料の低廉化を推進させ、利用者料金分野の競争を活性化させる「より利用者本位の視点にたった制度構築」の観点を充足することは困難と考えます。</li> </ul> <p>参照:※3 平成21年7月 総務省資料「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」報告書案 P15</p> <p>「しかし、一種指定制度とは異なり、二種指定制度では、どのような機能に接続料を設定し、設定する接続料の原価に何を算入し、その原価をどのようなプロセスで算定するか等についてルールが存在しておらず、二種指定事業者の自主的な判断に委ねられている状況にある。また、二種指定事業者には、規制会計等の整理が義務付けられていないため、接続料算定の適正性を検証することもできない状況となっている。」</p> <p><b>【必要な措置】</b></p> <p>現行の第二種指定電気通信設備制度の接続約款について、接続料に関しては認可制へ移行さ</p>	<p style="text-align: center;">競争は十分に進展していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社としては、以下の観点から、全ての携帯電話事業者を対象に、総務省殿において、接続料の適正性を検証・是正する仕組みを設けて頂く必要があると考えます。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 携帯電話市場は、固定電話市場の2倍以上の1億1千万契約を有する巨大市場に成長し、社会経済的にも非常に大きな影響力を有するようになってきていること。特に、先般、第一種指定電気通信設備規制の対象とされた当社ひかり電話サービスの契約者数が約400万であるのに対し、携帯電話市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされているソフトバンクモバイル殿であっても約2,000万の契約者を抱えている等、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者から見ると、その影響力は非常に大きくなっていること。</li> <li>② 携帯電話事業者は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても、他事業者との接続協議において強い交渉力を有しており、実際の携帯電話事業者との接続料交渉において、第二種指定電気通信設備規制が課せられているか否かに関わらず、当社が、接続料の引き下げや算定</li> </ol>

該当部分	再意見
<p>せ、パブリックコメントの招集をはかることなどによって、接続事業者からも接続料算定の適正性が確認することができ、透明性向上を図ることが可能となります。</p> <p>(イーアクセス・イーモバイル P5、P6)</p>	<p>根拠の提示を求めても応じてもらえない等の状況にあること。</p> <p>③ 第二種指定電気通信設備規制が課されていないソフトバンクモバイル殿の接続料が高止まりし、携帯電話の接続料水準について、事業者間の格差が拡大していること。これは、お客様が着信先の事業者を選択できない(着信先の事業者がどこか分からない)ため、着信側事業者が自らの接続料を低廉化するインセンティブが働きにくい構造になっていることが、その一因になっていると考えられること。</p> <p>④ 自社又はグループ内の通話料を無料としている事業者は、無料サービスの赤字を他事業者に適用する接続料を割高に設定することで補填している懸念があること。実際、ソフトバンクモバイル殿は、2008年3月期中間決算説明会において、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合には接続料をいただけるので利益を出すことができる。」(ソフトバンク殿公式ホームページより)と説明されていること。</p> <p>⑤ EUでは、着信ボトルネック性に着目し、モバイル音声着信市場をSMP規制の対象とし、全ての携帯電話事業者の接続料を規制していること。</p> <p>・ 仮に、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り</p>

該当部分	再意見
	<p>方について」答申案(2009年8月6日公表)の通り、第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者について、当該ガイドラインに基づく接続料算定を当該事業者による自主的な取組みに委ねることとした結果、「接続料算定の適正性を確保することで、接続料格差の縮小が見込まれる」という同答申案の議論の前提が崩れ、他事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手すると共に、当該事業者の接続料を是正して頂きたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社としては、携帯電話事業者の接続料について、できるだけ早期に接続料算定の適正性・透明性が確保される必要があると考えており、2009年度の携帯電話事業者の接続料についても、接続料算定等に係るガイドラインに基づき算定がなされるべきであると考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2009年度会計より指定電気通信役務損益明細表において、FTTHサービスの区分切り分けが実施されることとなっておりますが、NTT 東西殿による不当な内部相互補助を早期に検証するため、総務省殿はさらに次の3点の措置を追加して実施すべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① NTT 東西殿に過年度を含めた当該会計データの提出を法対応に先立って求め、その内容を公表する</li> <li>② 費用の明確化を図るべく、指定電気通信役務損益明細表における営業費用について費用区分を細分化(例えば「顧客営業」「宣伝」等)する</li> <li>③ NTT 東西殿における設備管理部門と設備利用部門のそれぞれについて、会計データを分計しての提出を求め、公表する</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FTTHアクセスサービスの収支については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」における約1年間(H18.11～H19.10)の議論の結果を踏まえ、平成21年度会計から指定電気通信役務損益明細表において区分して開示するよう、電気通信事業会計規則が改正されたところであり、平成21年度会計から、収支の算定・開示ができるよう、現在、準備を進めているところです。</li> <li>・ また、当社は、設備管理部門・設備利用部門間の内部相互補助のモニタリング及び接続料の原価算定に必要な基礎データ</li> </ul>

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①については、2009 年度の指定電気通信役務損益明細表の公表までの間にも、内部相互補助による不当な競争が進展する可能性があり、早期にその検証を行うために必要と考えます。また、NTT 東西殿は、これらの会計データの元となるデータを保有しているはずであり、早期に公開することは可能であると考えます。</li> <li>・ ②については、弊社共より昨年度意見募集においても意見したところですが、総務省殿からは、「一義的な市場ごとの利益又は損失のいずれかが生じているかを検証することが適当」であり、「費用の内訳の一部を示す必要はないものとする」との見解が示されたところです。しかしながら、利益及び損失の結果のみでなくその原因を検証できるものでなければ、適切な検証とならないばかりか、検証結果を基にした具体的な改善策を講じることができないため、②の実施が必要と考えます。</li> <li>・ FTTH サービスとひかり電話サービスのセット販売等の実態を捉えると、役務間での内部相互補助だけでなく、設備管理部門と設備利用部門の間の内部相互補助についても、その可能性は否定できないため、③についても実施が必要と考えます。また、NTT 東西殿においては、設備利用部門と他事業者を同等に扱い、設備管理部門と設備利用部門における内部相互補助は存在しないということであれば、これらを区分した会計データの提示についても何ら問題は無いものと考えます。</li> <li>・ なお、③に示した設備管理部門と設備利用部門の会計分離を最も確実に実施する方法は、総論で述べたようなアクセス分離を実現することであると考えます。従って、直ちに、NTT 組織の見直し議論を開始し、内部相互補助の抑止の在り方について検討を行うことが必要です。 (ソフトバンク P32)</li> </ul>	<p>の整備を目的とする第一種指定電気通信設備接続会計規則に基づき、適正に接続会計を整理し、毎年 7 月に公表しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2008 年 12 月 16 日に情報通信審議会で諮問された「実際費用方式に基づく平成 21 年度の接続料等の改定」における作業単金は、NTT 東日本殿:6,213 円/時間、NTT 西日本殿:6,179 円/時間として認可されていますが、一方で、一般的な通信工事技術者の作業単金は 3,525 円/時間とな</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の作業単金における労務費は法定福利費等の諸経費を含んでおり、それら諸経費を含まない「建設物価」上の通信工事技術者賃金と比較することは、費用の構成要素が異なるもの</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>っており、1時間単位で比較すると約2,600円も高額な水準となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件については、NTT東西殿からは、昨年度の本制度における再意見において、「作業単金については、労務費単金のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含んでいるものであり、現場管理費及び一般管理費の諸経費(法定福利費、福利厚生費、退職金等)を含まない「建設物価」上の通信工事技術者賃金と弊社の作業単金の水準を比較されている点については、内容が異なる」と意見をされていますが、NTT東西殿の作業単金の内訳の中から、物件費、管理共通費等を除いた①労務費単金:4,160円/時間※16と、一般的な通信工事技術者の作業単金:3,525円/時間※17を比較するだけでも、635円(4,160円-3,525円)もの差があることから、NTT東西殿の作業単金は一般的な水準に比して高いと考えます。なお、仮にNTT東西殿の作業単金と一般的な作業単金とでは内容が異なるため比較が出来ないのであれば、競争事業者の立場から客観的な検証が出来るよう、NTT東西殿にて比較可能な数字を開示すべきです。</li> <li>また、本制度の評価結果においては、総務省殿より、NTT東西殿における作業単金については、アウトソーシング等による労務費・管理共通費等の削減効果が反映されており妥当性を損なっているとは認められない旨の考え方が示されていますが、本効率化のみをもって妥当性を損なっていないと結論付けるのは早計であり、詳細な調査を省略すべきではないと考えます。</li> <li>本件については、本来、NTT東西殿として実現すべき効率化がなされず、標準より高額と思われる作業単金を基に、接続事業者等に請求がなされるという問題のみならず、NTT東西殿から各種グループ関連会社等への業務委託が行われることにより、資金のグループ内留保等が可能になるという構造上の問題も生じていると考えます。</li> <li>これらについては、公正競争上、極めて問題が大きいことから、総務省殿においては、NTT東西殿の作業単金の適正性について、既存の接続料認可プロセスのみならず、本制度を契機とした追加的検証を改めて行い、NTT東西殿において更なる効率化に向けた措置を講じるよう指導すべきです。</li> </ul>	<p>の比較となることから、不適切であると考えます。</p> <p>また、当社の作業単金については、決算値を基にアウトソーシング等による労務費等の削減効果を織り込んで算定しており、実績コストを基に効率化効果を反映させたものであることから、適切な料金であると考えます。</p>

該当部分	再意見
(ソフトバンク P37)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 法第 1 条第 2 項における「地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする」との規定や「NTT の再編成についての方針」(1996 年 12 月 6 日公表)における「地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う」と規定にあるとおり、NTT 東西殿の本来の業務範囲は地域電気通信事業に限られているところです。</li> <li>・ しかしながら、2001 年度の活用業務制度導入以降、次々と当該業務の認可がなされ、結果として、NTT 東西殿が活用業務であるひかり電話サービスやフレッツサービスを実質的に主要業務として営むことで、NTT 法や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたし、NTT 東西殿の業務範囲規制自体が形骸化している状況となっています。</li> <li>・ NTT-NGN においても、その IP 網は県内・県間を一体的に提供するサービスであり、こうした業務範囲規制の趣旨からすれば、本来であれば NTT 東西殿以外の事業者が提供すべきところ、NTT 東西殿は活用業務を用いて、独占的な市場シェアを持つ FTTH アクセス網と IP 網を一体として構築しています。この結果、ISP 事業者はアクセス網として NTT-NGN を選択せざるを得ず、公正な競争環境を確保することができない状況にあるところですが、現在、この NTT-NGN 上での IPv6 インターネット接続サービスの提供方式の一つとして、選定された 3 社のみが接続事業者としてエンドユーザーに IPv6 アドレスを付与するという「ネイティブ方式」が議論されています。</li> <li>・ これについては、そもそも NTT-NGN 自体が公正競争上の問題を孕んでいること、及び NTT-NGN 上で IPv6 のネイティブ接続が可能な事業者が 3 社に制限されていること等に鑑み、公正競争上、必要な措置が取られるべきと考えます。</li> <li>・ 具体的には、NTT 東西殿及びその 100%子会社は当然のこと、NTT 東西殿と直接的・間接的かを問わず資本関係のある会社がネイティブ事業者として NTT 東西殿と接続を行うことについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が国の情報通信市場においては、情報通信技術の革新や多種多様な事業者の積極的な市場参入によって激しい競争が繰り広げられており、当社がこれまで営んできた活用業務によって、競争を阻害するような状況にないことは明らかです。むしろ、本制度により、IPブロードバンド市場の競争がより一層促進され、世界に類を見ないダイナミックな発展に大きく寄与したものと認識しています。</li> <li>・ 情報通信市場は、IP化の進展により、県内／県間等の区分のないシームレスなサービスが主体となってきており、更に今後は固定／移動や通信／放送等の融合化が進展することが予測されています。こうした技術・市場環境の中で、当社がお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスを提供していくためには、活用業務制度をより積極的に利用していくことが不可欠であり、また、多様な競争の創出による市場の活性化といった観点からも、当社が活用業務の枠組みを用いて新たなサービスを弾力的に提供していくことが望ましいことから、今後も、①「地域通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがない」こと、②「公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない」ことの2つの要件を踏まえ、活用業務を実施していく考えです。</li> <li>・ また、当社は、ネイティブ接続事業者の選定にあたっては、でき</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>も、ISP 市場において最も大きなシェアを持つ NTT グループ会社の存在や NTT 持株殿を基軸としたグループの一体的な経営戦略、その他ブランド力等による NTT グループの市場支配力が与える影響を総合的に勘案すると、公正競争上の問題が非常に大きいため、これを明確に禁止する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、前述のとおり、NTT 東西殿の業務範囲規制自体が形骸化しているという本質的な問題についても総括的な検討が必要なことから、NTT 組織の見直し議論について、早急に開始すべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P34、P35)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活用業務の実施状況報告について、その報告時期は毎事業年度経過後 6ヶ月以内とされていますが、本制度の検証プロセスを有効なものとするために、事業年度経過後、速やかな報告を義務付けるべきと考えます。</li> <li>・ 本件については、昨年度の本制度意見書にて弊社共より指摘した際、総務省殿からは、「競争セーフガードに基づく意見募集時期に限らず、随時意見を受け付ける」との考え方が示されていますが、本制度の検証項目の一つに活用業務に関するものが含まれる以上、個別の制度として運用していることで問題無いとするのではなく、本制度において活用業務の実施状況報告の内容まで含めて検証を行えるよう、報告・検証等の作業を一連のプロセスで実施し、両制度間の有機的な連携を可能とするスケジューリングが採用されるべきと考えます。</li> <li>・ また、NTT 東西殿における活用業務実施報告の内容からしても、報告書の作成に 6ヶ月の猶予を与えることは合理的ではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P35)</p> <p>活用業務認可制度の形骸化</p>	<p>る限り多くのお客様にIPv6インターネット接続サービスをご利用頂けるようにすることで、お客様の利便性向上を図る観点から、ネイティブ接続事業者を選択する各ISP事業者の契約数の合計が多い順に選定を行うこととしております。</p> <p>したがって、当社との資本関係の有無に関らず、契約数の多い順に選定を行うことが適当であると考えております。</p> <p>なお、当社は、これまで法令や接続約款等に基づき、自社や自社グループ会社と他事業者を内外無差別に取り扱ってきたところであり、今回も同様に対応していく考えです。</p>

該当部分	再意見
<p><b>【問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2008 年 2 月 NGN 活用業務認可においては、IPv4 から IPv6 への移行に伴う諸問題(以下、マルチプレフィックス問題)があったにも拘らず、その解決策の方向性すら示されないまま、認可が行われました。</li> <li>・ その結果、このマルチプレフィックス問題については、NGN の IPv6 インターネット接続に係る NTT 東西殿～ISP 事業者間の協議は難航・長期化を招くことになりました。更には、当該接続に関する接続約款変更の認可手続きにおいても、公正競争上の問題が生じるなどの数多くの意見が提出されましたが、12 の要望事項を付与し認可が行われるという異例の運びとなりました。</li> <li>・ 元を辿れば、マルチプレフィックス問題のような大きな事項について解決策の方向性すら示されないまま認可されたこと自体が問題であったと考えます。また本来、活用業務はNTT東西殿の地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないときに限って認められるべきものであると認識していますが、今回の接続約款の認可においても、公正競争上の問題を指摘する数多くの意見が指摘されています。(※9)</li> </ul> <p>参照:※9</p> <p>総務省 平成 21 年 7 月 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方</p> <p>「意見 25 ネイティブ方式においては、ネイティブ接続事業者を経由しないと NGN と接続できないため、当該事業者に対しては、役務提供義務や約款作成義務などより強い規制を課すべき」</p> <p>「意見 40 NTT 東西の子会社・関連会社等がネイティブ接続事業者となった場合には、公正競争上の問題が生じるため、当該子会社等がネイティブ接続事業者となることを禁止すべき。」</p> <p><b>【必要な措置】</b></p> <p>今回のNGN活用業務認可を教訓として、あらためて活用業務認可制度の本来の趣旨及び手続プロセスを検証・見直しする必要があると考えます。</p>	

該当部分	再意見
<p style="text-align: center;">(イー・アクセス P11、P12)</p> <p>「フレッツ・テレビ」の広告展開について</p> <p>「フレッツ・テレビ」に関して、本年2月のNTT東日本に対する行政指導において、「利用者がフレッツ・テレビサービスをNTT東日本による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること」とされました。その点に関して、NTT西日本の広告において、一定の配慮がなされているものの、それ以上に、「NTT西日本の会社ロゴ」や「CM等で採用しているキャラクター」を大きく露出させており、そもそもサービス名称に「フレッツ」を使っていることと相まって、明らかに「フレッツ・テレビ」がNTT西日本の放送サービスであると利用者が誤解するものになっております。</p> <p>また、弊社がプロモーション展開している放送サービスの広告と類似の広告構成を採用している事例があることから、競合他社を意識して「フレッツ・テレビ＝NTTの放送サービス」とプロモーションしようとする意図が伺えます。</p> <p>以上のように、放送事業への参入を許されていないNTT西日本が、あたかも放送サービスを提供しているかのように認識させる広告が今だ行われているため、単にサービス提供主体の記載だけでなく、広告全体として利用者に誤解を与えることのないよう、NTT西日本に対して改めて指導すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">(ケイ・オプティコム P1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西殿及び株式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿の提供するフレッツ・テレビの広告表記については、昨年度における本制度の検証において、「放送サービスの提供主体が他社であることについて、NTT 東日本殿に対し、改めてその周知・徹底を要請し、そ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「フレッツ・テレビ」の広告物等については、以下の内容※を記載し、放送サービスの提供主体を明確にすることで、指摘のような誤解が生じないように努めると共に、昨年度本社に設置した広告審査組織などにおいて、すべての広告物の審査を実施しているところであります。</li> </ul> <p>※広告物への主な記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-「フレッツ・テレビ」は、NTT西日本のフレッツ光を利用して、(株)オプティキャストの提供する放送サービスにより、地上デジタル放送とBSデジタル放送が受信できるようになるサービスです。</li> <li>-「フレッツ・テレビ」は、NTT 西日本が提供する電気通信サービス「フレッツ・テレビ伝送サービス」の契約と、(株)オプティキャストが提供する放送サービス「スカパー！光(ホームタイプワイド)」の契約によりご利用頂けます。</li> <li>-フレッツ・テレビ月額利用料682.5円(税込)(スカパー！光施設利用料210円(税込)／月を含みます。)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、ブロードバンド市場においては、トリプルプレイに対するお客様ニーズに応えるべく、様々な事業者が自らの経営資源の活用や他社とのアライアンスなどを通じ、映像サービスや IP 電話サービスなどを提供し、活発な競争を展開しています。</li> <li>・ 当社も、インターネット以外のフレッツ光の新たな利用シーン・</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>の履行状況について総務省殿へ報告を求める」措置を講じる旨、指導が出されているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかしながら、現状のフレッツ・テレビの広告においては、放送サービスの提供主体がオプティキャスト殿であることを注釈程度に示すにとどまり(別添資料 2 参照)、ユーザから見れば、依然としてNTT 東西殿が提供するサービスと誤認させる内容であることに変わりありません。</li> <li>・現に、前述で参照した株式会社シード・プランニング殿が公表した「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(2009 年 7 月 24 日公表)※15 においても、「フレッツ・テレビ」の提供主体について、NTT 東西殿であるとの回答が 30%以上を占め、オプティキャスト殿と認識している消費者は 0.2%にとどまっているとの調査結果が示されており、NTT 東西殿が放送サービスを提供しているとの認識が利用者に浸透している結果が示されています。</li> <li>・なお、本件の問題の本質は、単なるサービス提供主体の誤認混同の問題ではなく、「フレッツ・テレビ」という名称でのサービス展開により、当該サービスが NTT 東西殿による「通信サービスと放送サービスのバンドル商品」と誤認され、結果として、NTT 東西殿の通信市場での市場支配力が放送サービス市場に及ぼされてしまう点にあります。その点を踏まえれば、NTT 東西殿による通信サービスと放送サービスのバンドル商品であるかのように誤認される恐れのある「フレッツ・テレビ」という名称自体を禁止する必要があると考えます。</li> <li>・また、NTT 東西殿は自身で放送サービスを提供することを禁じられていることに鑑みれば、いかなる形でも NTT 東西殿が前面に出る形で放送サービスを訴求すべきではありません。この点を踏まえれば、フレッツ・テレビの営業において、県域等子会社を使ったサービス案内(NTT 東日本-神奈川にて実施)等を実施している点(別添資料 2 参照)や、NTT 東西殿自身が主催するフレッツ・テレビ(地デジ)相談会の開催(NTT 東日本-千葉にて実施)(別添資料 3 参照)についても、NTT 法に基づく業務範囲規制や NTT 東西殿の放送事業への出資制限に係る行政指導等を厳格に運用する観点から、問題があるものと考えます。</li> </ul>	<p>魅力として、フレッツ光と共に提供される各種映像サービスの紹介を通じて、こうしたお客様ニーズに応じていく考えです。</p>

該当部分	再意見
<p>・ 以上を踏まえ、今年度においては、広告宣伝方法の更なる見直し、NTT 東西殿による通信サービスと放送サービスのバンドル商品であるかのように誤認される恐れのある「フレッツ・テレビ」という名称の利用禁止に係る措置を講じるとともに、NTT 東西殿とオプティキャスト殿間の受託契約等、契約内容や各種営業実態について詳細な調査を行うべきと考えます。</p> <p>※15 <a href="http://www.seedplanning.co.jp/media/press/20090723press.pdf">http://www.seedplanning.co.jp/media/press/20090723press.pdf</a></p> <p>(ソフトバンク P35-P37)</p>	
<p>プラットフォームビジネスを通じたNTTグループの連携について</p> <p>本年5月のNTT持株会社によるNTTグループの決算発表において、上位レイヤビジネスの取組み例として、NTTグループ各社のネットサービスIDでパートナーのサービスが利用可能になる「NT Tシングルサインオン(仮称)」が紹介されております。</p> <p>詳細仕様やサービス提供主体は、明確ではないものの、このような取組みは、NTTグループ各社が培った顧客基盤を礎子にNTTグループの一体化を志向するものであり、また電気通信市場における市場支配力を、上位レイヤ市場に行使しようとするものであると考えます。</p> <p>一方、本年7月に、NTTブロードバンドプラットフォームによって、屋外ではNTTドコモの携帯電話網もしくはNTTコミュニケーションズ等の公衆無線LANと接続でき、屋内ではNTT東西のフレッツ光用のルータとして活用できるポータブルコグニティブ無線ルータが発表されております。</p> <p>これは、端末レイヤを核として、NTTグループ各社のサービスを融合・連携しようとする取組みであると考えます。そもそもNTTグループの一体的活動は、NTT再編時の趣旨に反するうえ、仮に、これら取組みを通じて、NTTグループ事業者の優先的な取扱いや顧客の困込みが行われた場合、公正競争が阻害されることから、取組み内容の詳細を確認のうえ、その是非を含めて検証いただく必要があると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム P2)</p>	<p>・ 当社は、当社の提供するフレッツ光、公衆無線LANサービスにルータ等機器を接続するための技術的仕様を公開しており、仕様に対応したルータであれば、フレッツ光、公衆無線LANサービスに接続可能です。</p> <p>・ このように、NTTブロードバンドプラットフォーム殿以外のルータであっても当社のフレッツ光、公衆無線LANサービスには対応可能であり、また、当社は、機器メーカー等に不当な規律・干渉を行わないなど、法令等を遵守していることから、公正競争上の問題は無いと考えます。</p>
<p>・ NTT 持株殿の2009年3月期決算(2009年5月13日)※14において、今後、NTTグループ各社</p>	<p>・ 当社は、指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令、活用業</p>

該当部分	再意見
<p>は、「NTTペイメント(仮称)」や「NTTシングルサインオン(仮称)」といったサービスの利用により、グループ連携を活用した上位レイヤへのビジネス拡大を志向する旨が発表されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後のIP化の進展においては下位レイヤと上位レイヤの結びつきが市場に大きな影響を及ぼすことが容易に想定されることから、独占的なアクセス網に起因するボトルネック性やドミナンス性を有する事業者が他のレイヤに対し、不当に市場支配力を行使することの無いよう、厳格なレイヤ間の規律を課すことが必要です。</li> <li>・ 従って、NTT東西殿やNTTドコモ殿といった指定電気通信設備を設置する事業者によるレイヤを跨いだ垂直的な兼営や、当該事業者によるグループ関連会社等を介した排他的連携、不当な顧客の囲い込等を厳格に禁止すべきです。</li> <li>・ 以上を踏まえ、NTT東西殿及びNTTドコモ殿が、仮に上位レイヤへ進出するのであれば、下位レイヤのボトルネック性や市場支配力の影響を完全に解消し、アクセス網の公平な開放を必須条件とする等、市場間における公正競争確保のための措置を講じるとともに、今後のNTTグループの上位レイヤへのビジネス拡大全般についても、事前に厳格な検証を行い、そのサービスの適否を判断するよう、追加的なルール整備を行うべきと考えます。</li> </ul> <p>※14 <a href="http://www.ntt.co.jp/ir/events/results/2009/090513.pdf">http://www.ntt.co.jp/ir/events/results/2009/090513.pdf</a></p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P33、P34)</p> <p>上位レイヤへの市場支配力の行使及びNTTグループ間連携</p> <p><b>【問題点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当初の加入者数予測を下方修正したとはいえ、NTT東西殿のFTTH市場シェアは昨年度と比較し1.9%増加し74.1%(※10)となり、当該市場におけるNTT東西殿の市場支配力は増すばかりです。それに比例するかのようにADSL回線利用ではNTTグループ系ISP事業者のシェアは20%弱であったにも係らず、FTTH回線利用では33.3%と大きく逆転(別紙3)しています。これは</li> </ul>	<p>務認可の際の条件等を引き続き遵守することから、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。想定や懸念に基づく事前規制の強化は、創意工夫によるお客様ニーズに即したサービス提供を困難にし、お客様利便の向上の観点から問題であると考えます。</p>

該当部分	再意見
<p>通信レイヤにおける市場支配力が上位レイヤに大きく影響しているだけでなく、NTTグループ間連携の強化の結果がもたらした事象であると考えられます。</p> <p>参照: ※10 平成 21 年 6 月 総務省資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」</p> <p>【必要な措置】</p> <p>電気通信事業法第 30 条 3 項 2 号(※11)においてボトルネック設備を有する指定電気通信事業者がレイヤを跨ぎその市場支配力を不当に行使することは禁止されています。NTT東西殿がFTTHへの移行への際に、そのグループの連携を活用し、ISP市場等上位レイヤへの市場支配力が強まることがないように、適時検討対象として注視する必要があると考えます。</p> <p>参照: ※11 電気通信事業法 第 30 条 3 項 2 号</p> <p>「二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。」</p> <p>(イー・アクセス P12、P13)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊社共調べによると、一部の家電量販店では、NTT 東西殿の B フレッツ販売時に OCN のみを取り扱っている事例や、NTT 東西殿のフレッツサービスと NTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイントの付与等の施策が昨年度と同様に行われています。</li> <li>・ 当該事案について、昨年度検討結果の総務省殿考え方では、家電量販店が自らの経営戦略に基づいて実施しているものという NTT 東西殿・NTT ドコモ殿・NTT コミュニケーションズ殿の主張に基づいて、「不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分ではない」と示していますが、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿・NTT コミュニケーションズ殿の主張のみに立脚して公正競争上の問題が起っていないとする判断の論拠もまた十分ではありません。</li> <li>・ 従って、まずは総務省殿においては NTT 東西殿の主張が正しいかどうかを検証し、NTT 東西殿・NTT コミュニケーションズ殿に対し、代理店との契約内容を報告させる等、NTT グループの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一昨年度来、競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「不当性を有する差別的な取扱いであるとの論拠は必ずしも十分ではない」との検証結果が示されているところであり、本年度の意見についても、具体的な根拠に基づかない推測であることから、改めて検証する必要性は乏しいと考えます。</li> <li>・ そもそも、家電量販店などの販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなキャンペーンを行うかは代理店自らの営業戦略として実施されるものであり、公正競争上の問題が認められないにも関わらず、こうした代理店の戦略に結果的に制限をかけ</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>本事例に係る関与の有無を明らかにするための実態調査を実施すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、上記調査の結果、仮に、これら事案が代理店の判断によるものであることが実証された場合であっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかなです。そもそも、共同ガイドラインに記載されている差別的取扱いの禁止や、NTT 再編に関する基本方針における NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業禁止の本来の趣旨からすれば、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は決して認められるべきでないことから、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿に、自社に課されている規制の趣旨を代理店に周知・理解させるとともに、代理店による排他的なセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P20)</p> <p>家電量販店等を通じた営業活動について</p> <p>家電量販店等でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきましたが、検証結果においては、NTT各社自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電量販店等の経営判断によるものとされており。</p> <p>しかしながら、結果的に家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、またNTT再編の趣旨にも反するものであると考えます。</p> <p>このため、家電量販店等において、NTT各社のサービスを優先的に取り扱う、あるいは一体的に販売するといった経営判断に至る要因を分析のうえ、NTT各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、改めて検証す</p>	<p>ることにつながる追加的なルール等は、代理店各社の経済活動の自由を侵害するものであり、問題であると考えます。</p>

該当部分	再意見
<p>ることが必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム P1)</p> <p>県域等子会社、ドコモショップ、量販店・代理店における営業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東・西は、県域等子会社や代理店等を通じたNTT東・西、NTTドコモ及びNTTコム等のサービスの一体営業について、県域等子会社によるドコモの携帯電話販売は県域等子会社の判断で実施している、また、県域等子会社・量販店・代理店等はNTT東・西、NTTドコモ及びNTTコム等と個別に代理店契約等を締結しているだけであり、フレッツとOCN/ドコモの一体割引等の営業活動は、代理店等が自らの営業戦略として実施している、旨の説明を行っていますが、これらの営業活動により、事実上、全国あまねく様々な販売店でNTTグループ各社サービスの一体営業が展開されているものと考えられます。それにもかかわらず、県域等子会社・量販店・代理店等によるこれらの営業活動は、現行のNTTグループに対する公正競争ルールでは直接禁止されるものではないという理由で、これまで十分に措置が講じられていません。</li> <li>・ このような事態を許容すると、NTTグループ各社が個別に代理店契約を締結すればあらゆるグループ一体営業が事実上可能となるため、総務省は、全ての契約において営業情報に関するファイアーウォール等が担保されているか、NTT東・西、ドコモからの受託業務間の内部相互補助が行われていないか等の、適正な運用がなされているかを検証できる情報を県域等子会社から収集し報告するよう、NTT東・西に要請すべきです。また、NTTグループ各社と量販店・代理店等との間の運用についても、同様の措置を講じていただきたいと思います。</li> </ul> <p>(KDDI P6、P7)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本意見書の総論で述べたとおり、NTTグループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に大きな影響を及ぼしているものと考えます。特に、FMCの展開や上位レイヤーへの進出に伴って、グループ会社間の連携強化に起因するブランド力の相乗的効果により、競争環境への</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(平成9年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ、使用について禁止されておらず、ブランドや信頼性は企</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>影響度合いが増すことが懸念されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社シード・プランニング殿が公表した「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(2009年7月24日公表:下記参考参照)からも、昨年度同社調査に引き続き、消費者にとっての「NTT」ブランドの優位性やNTTグループの一体性が見受けられる結果が導き出されています。加えて、今年度調査においては、NTTの歴史的成り立ちから生まれているブランド力が競争環境に影響を及ぼしていることが読み取れる点も注目すべき事項であると考えます。</li> <li>昨年度における本制度の検証結果においては、総務省殿より、ブランド力分析の必要性は示されているものの、「NTTブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく」と述べるに留まっています。その後、具体的に分析を実施する等の進展は見られない状況ですが、ブランド力の影響が検証結果等において明示されているにも係らず、何の措置も講じないことは公正競争の阻害要因を放置し続けることとなり、問題であると考えます。</li> <li>本件に関連し、2007年7月に総務省殿より公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価 2006」において、「NTT」のブランド力が公正競争に与える影響について言及され、ブランド力の問題について詳細な分析の必要性が明記されているところであることも踏まえれば、NTT組織の見直し議論の本格化を目前に控えた現時点において、総務省殿による「NTT」ブランド力の詳細分析がなされることが必須と考えます。</li> <li>なお、上記の検討においては、現状のグループ会社における「NTT」ブランドの使用の妥当性(NTT東西殿の県域等子会社であるNTT-〇〇といった社名が公正競争に与える影響等)に加え、新たな組織形態における「NTT」ブランドの取り扱い等についてもその範囲に含め、英国※12や米国※13における事例等も参照の上、グループ全体に対して「NTT」ブランドを使用させず、事業会社・子会社毎に異なるブランドを使用させる等、早急にブランド使用に係るルールを確立することが必要と考えます。</li> </ul> <p>※12 英国では、BTの設備利用部門と設備管理部門を明確に分離した上で、ボトルネック設備</p>	<p>業としての経営努力の結果として獲得されるものであり、公正競争の観点から問題となるものではありません。</p>

該当部分	再意見
<p>保有する設備管理部門については、「Openreach」としてブランドも分離しており、設備利用部門と競争事業者の間の同等性を厳格に担保した運用が行われている。</p> <p>※13 米国では、1984 年の「AT&amp;T 分割」において、AT&amp;T100%所有だった 22 社のベル系地域電話会社が 7 社の地域電話会社 (RBOC) に再編成され、AT&amp;T とは完全に資本関係を断った別ブランドの事業体が誕生している。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株式会社シード・プランニング殿、2009 年 7 月 24 日公表)の概要 (<a href="http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html">http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html</a>)</p> <p>①多数の消費者が、「NTT」の前身は電電公社であると認識するとともに、これが公的な企業イメージに結びついている</p> <p>- 「電電公社は NTT の前身」と認識している消費者は 84.8%にのぼるほか、NTT は信頼性が高いと考える人のうち 69.4%がその理由を「公的なイメージがあり、サービスを安心して使えるから」としている。</p> <p>②「NTT」ブランドは消費者のサービス購入時に影響</p> <p>- サービスや商品購入の際に社名に「NTT」を冠することで、59.1%の消費者が利用意向が増すと回答</p> <p>③NTT 東西殿と県域等子会社を別会社と認識している消費者は少数</p> <p>- 「NTT 東日本ー東京南」や「NTT 西日本ー関西」という社名を「NTT 東日本やNTT 西日本の子会社」と捉えている消費者が 14.0%に対し、「NTT 東日本やNTT 西日本の支社又は支店」と捉えている消費者は 52.6%と半数を超えている。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P25-P.27)</p> <p>NTTのブランドの優位性について</p>	

該当部分	再意見
<p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTTブランドの優位性については、昨年度においても各社より公正競争確保の観点から、その効果の詳細な分析等を行うべきとの意見が出されております。(※12)</li> </ul> <p>参照:※12</p> <p>平成 21 年 2 月 総務省資料 競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方 「意見 73 公正競争環境確保のため、NTTグループ各社のブランド使用に関して早急にルール整備が必要であり、ブランド効果の分析・検証に着手すべき。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記のアンケート調査結果(※13)では、「NTT」のブランド力が消費者の購買行動に与える大きな影響が具体的に示されています。これを見ますと、通信市場において大きな支配力があるNTT東西殿やNTTドコモ殿がもつ「NTT」ブランドをグループ各社が自由に社名やサービス名に付与することによって、消費者の購買意欲が潜在的に高まるというブランドを通じたレバレッジが存在することが分かり、公正競争上確保の観点からその実態を詳細に検証する必要があると考えます</li> </ul> <p>参照:※13</p> <p>平成 21 年 7 月 23 日プレスリリース 株式会社シードプランニング殿 「電気通信事業においても企業ブランドが消費者の購買行動に影響」 <a href="http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html">http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者がNTTグループに対して持っている「信頼」のイメージは、NTTグループ特有の歴史的背景が影響している。</li> <li>・ 消費者は「NTT〇〇」というように、「NTT」が加わることにより購入時における信頼感や利用意向が高まる傾向にある。</li> <li>・ 多くの消費者は「NTT東日本-東京南」、「NTT西日本-関西」という社名であっても、NTT東日本やNTT西日本の支社又は支店として認識している。</li> </ul>	

該当部分	再意見
<p>・ また、NTT東西殿及び株式会社オプティキャスト殿(以下、オプティキャスト)が提供するフレッツ・テレビについて、昨年度の競争セーフガード検証にて、放送サービス提供会社があたかもNTT東日本殿であるような広告に関し、提供会社は他社であることについて、NTT東日本殿に対し、改めてその周知・徹底し、総務省殿への報告する旨の指導がなされました。しかしながら、現在においてもNTT東西殿におけるフレッツ・テレビの広告において放送サービスの提供会社のオプティキャストの表示は注釈程度となっており、依然として消費者にとって、提供主体が分かりづらい表示となっております。現に、上記のアンケート調査結果(※13)においても、昨年度の同様の調査結果に引き続き「フレッツ・テレビ」の提供主体をオプティキャストと認知している消費者は0.2%と非常に低く、約30%の消費者が提供主体をNTT東西殿と誤認している結果となっております。以上を踏まえると、この問題はNTT東西殿による広告表示の在り方だけでは根本的には解決されず、サービス名称の利用の在り方まで踏み込んだ検討を行う必要があると考えます。</p> <p>【必要な措置】</p> <p>NTTグループにおける社名・サービス名称のブランド力の影響力や利用の在り方等を、2010年NTT再編議論を迎えるにあたって、早急に検証していく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス P13-P15)</p>	
<p>・ 本意見書の総論で述べたとおり、NTTグループ内の人事交流については、NTT持株殿を中心にNTT東西殿、NTTドコモ殿、NTTコミュニケーションズ殿等のグループ会社間で役員の異動が依然として見受けられる状況です(別添資料1参照)。これらの行為は、移動体部門分離時の公正競争要件(三)並びにNTT再編時の公正競争要件(一)、(二)に定める役員兼任の禁止や在籍出向の禁止等に抵触するものではないとしても、グループ連携の強化に繋がるものであることに違いはなく、競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びにNTT再編の趣旨に反するものであると考えます。</p> <p>・ 本件については、昨年度検証結果において、「NTT東西は会社間人事異動時には役員を含め</p>	<p>・ 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。</p> <p>・ なお、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなど、人事交流によって公正競争</p>

該当部分	再意見
<p>た全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかしながら、NTT 東西殿のみが人事異動時の守秘義務遵守を徹底したとしても、当該誓約書の内容が不明な状況ではその実効性の検証が不可能であり、そもそも実態としてグループ会社間で定常的な役員の異動が依然として見受けられる中では、いかに特定会社の人事異動時における守秘義務等を徹底したとしても、必要十分なファイアウォール機能が確保されるとは到底考えられません。</li> <li>・従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等の NTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。加えて、こうしたグループ会社間の定常的な人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、NTT の持株会社体制自体を見直す必要があり、一刻も早く NTT 組織の見直し議論を開始する必要があるものと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P27、P28)</p> <p>NTTグループ内の役員異動の禁止</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西殿のFTTH市場シェアは昨年度と比較し 1.9%増加し 74.1%(※6)となり、当該市場におけるNTT東西殿の市場支配力は増すばかりです。また、それに比例するかのようにADSL回線利用ではNTTグループ系ISP事業者のシェアは 20%弱であったにも係らず、FTTH回線利用では 33.3%と大きく拡大(別紙 3)しています。これは通信レイヤにおける市場支配力が上位レイヤに大きく影響しているだけでなく、NTTグループ間連携の強化の結果がもたらした事象であると考えられます。このような中で、NTTグループ内の役員異動も自由に行われ、NTTグループの一</li> </ul>	<p>が阻害されることがないように、公正競争の遵守に引き続き取り組んでいく考えです。</p>

該当部分	再意見
<p>体的な経営が行える環境によって、グループ間連携が更に強まるものと考えます。</p> <p>参照:※6</p> <p>平成 21 年 6 月 総務省資料「電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これは「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正競争条件」「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針.」(※7)において、公正競争確保の観点からグループ各社をNTT殿から独立させたその趣旨を形骸化させるものと考えます。</li> </ul> <p>参照:※7</p> <p>日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正競争条件「(3)NTTとの人的関係 NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする。」日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項</p> <p>「(一) 地域会社 12 と長距離会社 13 との間の役員兼任は行わないこと(二) 地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度の本制度の検証においては、NTTグループ内の役員異動に関して退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出の義務付けなどの取組を自主的におこなっている(※8)とのが報告されています。しかしながら、このような情報のファイアーウォールの制約だけでは、上述の懸念を完全に払拭するには至らず不十分であると考えます。</li> </ul> <p>参照:※8</p> <p>平成 21 年 2 月 総務省資料「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」再意見 53 NTT 東日本殿意見より「なお、人事交流によって公正競争が阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘</p>	

該当部分	再意見
<p>義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。」</p> <p>【必要な措置】</p> <p>NTT殿の取組に任せるだけでなく、NTTグループ内の役員移動の禁止(もしくは一定期間の禁止)等の具体的な措置を早急に検討する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス P9-P11)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT グループにおける総資材調達額は、2008 年度の NTT グループ連結ベースでの設備投資額で約 2 兆 1,451 億円と巨額であり、前年度(約 2 兆 1,289 億円)に比べても増加傾向にあります。結果として、個別の資材調達を行っていたとしても、公正競争要件において禁止されている共同資材調達と同等の影響力がベンダー等に対して発生している可能性があると考えられます。また、グループ子会社を介する等の形態で、公正競争要件において禁止されている共同資材調達と実質的に等しい行為を行っている可能性があると考えられます。</li> <li>・ このような懸念事項について、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ殿又は NTT ドコモ殿は昨年度検証時の意見で「規制対象の共同の資材調達は行っていない」、「公正競争要件において禁止されている行為を行っていないため、規制の追加は不要」旨、述べていますが、現行の法規制の枠組みにおいて共同資材調達を行っていないとするのみであり、グループ子会社等を介した共同資材調達に対する懸念は払拭されていません。</li> <li>・ そもそも公正競争要件の趣旨が、NTT グループの強大な購買力によるベンダー等への不当な影響力行使の抑止であることに鑑み、総務省殿においては、速やかに次にあげる追加的措置を講じるべきと考えます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 公正競争要件に定める共同資材調達の禁止のみならず、各事業会社における個別の資材調達について全て公開入札を実施することを義務付ける等の透明性確保</li> <li>- 特定のグループ子会社を通じた実質的な共同資材調達行為の禁止</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、移動体通信業務分離時の公正競争要件(5)、再編時の公正競争要件(4)、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 3 号(電気通信設備の製造事業者に対する不当な規律、又は干渉を行わない)を遵守しており、公正競争上の問題が生じていないことから、ご指摘のような措置は必要ないと考えます。</li> <li>・ なお、本意見については、「共同資材調達と同等の影響力がベンダー等に対して発生している可能性」、「共同資材調達に実質的に等しい行為を行っている可能性」といった、具体的な根拠のない、ソフトバンク殿の推測に基づく意見であることから、検証対象とするべきではないと考えます。</li> </ul>

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ殿及び NTT ドコモ殿がこれまでの主張どおり、問題となる行為は行っていないとするのであれば、上記のような追加措置が行われたとしても特段の支障はないものと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: center;">(ソフトバンク P28、P29)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西殿の法人営業の NTT コミュニケーションズ殿への集約に関し、昨年度の検証結果として、「引き続き注視していく」とされましたが、依然として両社による次のような共同営業等の事例が散見されています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の営業における互いのサービスや営業担当者の紹介</li> <li>- NTT コミュニケーションズ殿によるひかり電話の提案及び NTT グループ営業窓口の一括提案</li> <li>- NTT コミュニケーションズ殿のデータ通信サービスの利用を条件に NTT 西日本殿のひかり電話の両社共同提案</li> </ul> </li> <li>・ これらは、両社の営業業務集約・一体営業がこれまで以上に広範化・深度化していることを示す事案であり、消費者から見れば、より一層、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿が共同で営業活動を行っているように見えるという事態が進展していることは間違いありません。この点については、長距離会社に対し独立した営業部門の設置を課した NTT 再編時の公正競争要件(八)に反するものと考えられます。</li> <li>・ また、事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「NTT の承継に関する基本方針」(七)(八)(九)においては、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の取引条件等に関し、他事業者との同等性の確保の必要性が求められています。この点、NTT 東西殿が NTT グループ以外の他事業者と上記に示すような共同営業活動を行うことは実質的に考えられないこと等を踏まえれば、各共同営業行為について競争事業者が同等性を確保することは事実上不可能であり、NTT グループの排他的営業と同一の効果を及ぼすものと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お客様から要望があった場合、当社の営業担当者と NTT コミュニケーションズ殿の営業担当者が同行することがありますが、その場合においても、当社が NTT コミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社が NTT コミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものであり、公正競争上の問題はないものと考えます。</li> </ul>

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以上の点を踏まえ、今年度は注視にとどまるのではなく、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為について、早急に是正措置を講じることが必要と考えます。なお、このような状態を抜本的に解決するためには、現状の法規制だけでは不十分であることから、NTT 法の改正等により NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為を明確に禁止する等、実質的な公正競争の確保のための追加的措置もあわせて講じられるべきです。 (ソフトバンク P29、P30)</li> </ul> <p>NTTグループの法人営業の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東・西は、両社がNTTコムに提供する顧客情報等は「NTTの承継に関する基本方針」等に基づいて他の電気通信事業者との間のもので同一していると説明していますが、この説明に従えば「他の電気通信事業者との間のもので同一である」と報告さえすれば、全ての顧客情報が三社で共有できることとなり、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に繋がりがねません。このため、NTT東・西の顧客情報をNTTコムをはじめとする他のNTTグループ各社との間で不適切に情報共有しないように徹底させるべきです。また、違反事例に対しては、現行法制における罰則等の厳格な運用を徹底すべきです。 (KDDI P11)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度検証時の意見募集において、弊社共を含む競争事業者からの特定関係事業者の拡大に関する意見について、総務省殿は「電気通信事業法第 30 条第 3 項に係る禁止行為規制の適用による対処のみで十分なものであるか否かを検証することが適当で、検証の積み重ねを踏まえ所要の措置を講じることの適否を改めて検討していくが、一昨年度の検証結果を変更する特段の事情は認められない」としているところです。</li> <li>・ しかしながら、本意見書の各項目で指摘しているとおり、NTT グループにおいては役員の人事交流や営業部門の統合等に見られるグループ会社間の連携が加速度的に進展しているところで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社における人事については、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」や「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎならびに権利及び義務の継承に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、公正競争上問題ないものと考えます。 なお、人事交流によって公正競争が阻害されないことがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>あり、これらの行為が直ちに禁止行為や公正競争要件に違反するものではないとしても、グループの連携強化を目的とするものに他ならず、NTT グループの分離分割の趣旨を形骸化させていることは明らかです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、NTT 東西殿の営業活動を受託している県域等子会社や、NTT 東西殿が実施する場合に認可が必要な ISP 事業を全国で提供している NTT-ME 殿の存在等、NTT 東西殿の業務を代替する役割や、当該業務とサービス連携を図る役割を他のグループ会社が担うケースが近年増大している点も見逃せません。</li> <li>公正競争の観点で、NTT 東西殿と特に強い関係性を有するグループ会社について、人事面、取引面の規定を行うという特定関係事業者制度の趣旨に照らして考えれば、前述の環境変化等を踏まえ、速やかに特定関係事業者の拡大を行うことが必要と考えます。なお、その際は、NTT ドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT データ」という。)殿、NTT-ME 殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域等子会社や NTT ファイナンス殿等の非電気通信事業者も含め、その範囲を拡大すべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P25)</p>	<p>任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組みを実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じているところであり、公正競争上問題は無いものと考えます。</li> <li>以上のとおり、当社は、これまでも事業法等の法令及び共同ガイドライン等の各種ガイドラインを遵守して事業活動を行ってきたところであり、公正競争上の問題は生じていないことから、特定関係事業者の拡大は必要ないと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一昨年度来、本制度において、一部のドコモショップにおける NTT 東西殿のフレッツサービスの営業やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等の実態について指摘しています。この状況は、今年度においても、依然として継続しており、代理店を介した実質的な排他的営業行為が実施されているものと考えます。</li> <li>この点について、総務省殿は、当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは言えないとし、昨年度の検証結果においては注視事項としていますが、ドコモショップについては、専ら NTT ドコモ殿の製品、サービスを取り扱う店舗であり、NTT ドコモ殿の顧客窓口を担っていることから、NTT ドコモ殿の顧客対応部門と同一のものとみなすことが可能であり、さらに、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられないこと等から、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモ殿との代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモ殿との間に共同の営業行為はありません。</li> <li>また、当社とNTTドコモ殿との共同営業については、排他的なものでない限り、禁止されるものではないと理解しております。</li> <li>なお、一昨年度の競争セーフガード制度において、本件と同趣旨の意見については、「あくまで販売代理店が NTT 東日本との代理店契約によって実施しているものであり、これをもって直ち</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>代理店が運営するものであっても、ドコモショップはNTTドコモ殿の一部とみなし、NTTドコモ殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的には、ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の取り扱いを禁止する措置が必要であり、少なくとも、NTT ドコモ殿における顧客情報を用いての NTT グループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォール確保、及び NTT グループ商品同士を組み合わせるのセット割引の禁止措置が必要と考えます。</li> <li>・ これらの事案が代理店の判断によるものであっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせる割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかであり、そもそも、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨からすれば、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は認められるべきではありません。従って、NTT 東西殿及び NTT ドコモ殿に、代理店による排他的なセット販売行為を禁止するよう監督義務を負わせる等の追加的なルール整備を早急に行うべきと考えます。</li> </ul> <p>(ソフトバンク P15、P16)</p>	<p>に排他性があるとは言えず」との検証結果が示されているところであり、新たに具体的な根拠等が示されているものでもないことから、改めて本年度の検証対象とする必要性は乏しいと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊社共調べによると、県域等子会社運営の一部の販売店において、今年度も引き続き、NTT ドコモ殿の携帯電話を販売する行為が見られます。</li> <li>・ 県域等子会社における上記行為は、昨年度検証結果の総務省殿の考え方においても、「NTT 東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及び NTT グループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。」とし、公正競争阻害の恐れが指摘されているところ。</li> <li>・ 本件については、一昨年度と昨年度の検証において、NTT 東西殿と県域等子会社の役員人事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の県域等子会社によるNTTドコモ殿の代理店業務については、当社からの委託業務を実施する組織とは別の組織において、委託業務とは独立して実施しており、営業情報等に関するファイアーウォールを担保するなど、適切な措置を講じております。</li> <li>・ また、県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、公正競争面における顧客情報の適切な取扱いや顧客情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じているところ。</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>兼務の報告を行うよう指導が出されていますが、人事情報の報告のみではいかなる効果も期待できず、現に本事案が何ら改善も無いまま 3 年にも渡り、放置されている状況がそれを証明しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加えて、指導の結果、NTT 東西殿が実施している報告内容自体、一切公表もされず、総務省殿の評価等も示されていない状況であり、外部からその内容を客観的に検証できない状況にある点も問題です。</li> <li>・ また、そもそも、NTT 東西殿の完全支配下にある県域等子会社のような 100%子会社の行う行為は、実質的に親会社の行為に等しいと捉えることができ、それら子会社を通じて、事業法第 30 条第 3 項第 2 号で禁止されている「特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」に該当する恐れのある行為を行わせていることは、明らかな脱法行為であると考えます。</li> <li>・ 従って、NTT 東西殿に対し、子会社を通じた脱法的なサービス販売を禁止させる規制を課す、若しくは県域等子会社にも NTT 東西殿と同様の禁止行為規制を適用する等、県域等子会社を通じた排他的な一体営業等を禁止するための措置を講じることが必要と考えます。</li> <li>・ 以上の点を踏まえ、今年度においては、NTT 東西殿の報告に対する総務省殿の評価や兼務の状況を公表する等、情報開示の措置を講じた上で、NTT 東西殿と県域等子会社との役員兼任を禁止する等の厳格なルールを定めることが必要不可欠と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P18、P19)</p> <p>県域等子会社への規制適用</p> <p>【問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県域等子会社では、NTT東西殿との間で役員の兼務が行われておりNTT東西殿による一体的な経営が行える環境にあります。また、下記のアンケート調査結果(※4)をみますと、一般的にも</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に公正競争上の問題は生じておらず、当社として今後も適切に業務運営等を行っていくことから、県域等子会社に対して NTT 東西本体と同等の禁止行為規制を適用するなどの規制拡大は不要と考えます。</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>県域等子会社がNTT東西殿の支社又は支店として認識し、NTT東西殿と一体的にみている現状が分かります。</p> <p>参照:※4</p> <p>平成 21 年 7 月 23 日プレスリリース 株式会社シードプランニング殿「電気通信事業においても企業ブランドが消費者の購買行動に影響」</p> <p><a href="http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html">http://www.seedplanning.co.jp/press/2009/2009072301.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの消費者は「NTT東日本-東京南」、「NTT西日本-関西」という社名であっても、NTT東日本やNTT西日本の支社又は支店として認識している。</li> <li>・また、県域等子会社のその営業活動をみますと、NTT東西殿サービスだけではなくNTTドコモ殿サービスの商品を販売している実態(別紙4)があります。</li> <li>・このような状況は、日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件内の「(2)取引条件等 NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。」の規定を形骸化させているものと考えます。</li> <li>・県域等子会社に対するこのような指摘は、本競争セーフガード制度開始以来継続的に各社より行われ、検証結果(※5)においても公正競争確保の観点から注視する事項として指定されており、その問題点の大きさは広く認識されているところだと考えます。また、総務省殿から要請された内容は役員兼任状況の報告のみに留まっており、懸念は一切払拭されていない状況です。したがって本年度においては、従来の措置から更に踏み込み、あらためて【必要な措置】に掲げる対応を検討すべきであると考えます</li> </ul> <p>参照:※5</p> <p>平成 21 年 2 月 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)</p> <p>(2)ア(ウ) NTT東西の県域等子会社(100%子会社)はNTT東西と実質的に一体であるとみな</p>	

該当部分	再意見
<p>し、禁止行為規制を適用すべきとの指摘(意見37)について「NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。」</p> <p>【必要な措置】</p> <p>県域等子会社に対してNTT東西殿の特定関係事業者に指定することにより、NTT東西殿と県域等子会社の役員兼任を完全に禁止し、NTT東西殿との一体的な経営・営業活動を分離する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(イー・アクセス P7-P9)</p> <p>県域等子会社とNTT東・西等の一体経営、県域等子会社等によるNTTグループ各社サービスの一体営業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本年7月23日付の「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株)シード・プランニング)の結果によると、消費者の過半数が、「NTT東日本ー東京南」、「NTT西日本ー関西」といったNTT東・西の県域等子会社(禁止行為等の規制の対象外)の会社名について、NTT東日本やNTT西日本の支社又は支店として認識しているとの結果が出ています。</li> <li>・ 同調査によれば、NTTブランドの強さやNTTグループの一体営業が、以下のように消費者に認識されているとのアンケート結果も出ています。</li> </ul> <p>◇消費者が、NTTグループに対して持っている「信頼」のイメージは、NTTグループ特有の歴史的背景が影響している。</p> <p>◇フレッツ・サービスの付加サービス提供会社を正確に認識している消費者は多くはない。「フレッツテレビ」の放送サービスの提供会社がオプティキャストであると正確に認識している消費者は約0.</p>	

該当部分	再意見
<p>2%のみで、約65%は提供会社をNTTグループ(NTT東・西のみは約31%)であると誤認している。</p> <p>◇消費者は、「NTT〇〇」というように、「NTT」が加わることにより購入時に信頼感や利用意向が高まる傾向にある。</p> <p>◇消費者は、固定電話サービスについては、「NTT」、「NTT東日本」、「NTT西日本」、「NTTコミュニケーションズ」を想起しており、「NTT」によって提供されていると認知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、NTT東日本－東京南のように、県域等子会社の代表取締役をNTT東日本の常務取締役東京支店長役員が兼務するという事例が多く見受けられます。このように県域等子会社の役員をNTT東・西本体の役員が兼務するという一体経営の下、県域等子会社は、NTT東・西のフレッツ等のサービス販売をする一方、自らが100%出資する携帯ショップによってNTTドコモの携帯販売を行っています。このように、禁止行為等の規制がかからない県域等子会社を軸として、NTT東・西とドコモサービスの一体営業が行われているのが実態です。(＊)</li> </ul> <p>(＊)その他、例えば、NTT東日本の北海道支店は現存しているにも関わらず、当該支店のHPが閉鎖され、県域等子会社であるNTT東日本－北海道のHPに統合される等、NTT東・西の組織自ら県域等子会社と一体と捉えているような事例もあります。</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以上のように、全国レベルで展開されているNTT東・西と県域等子会社の一体経営や、県域等子会社等を隠れ蓑にしたグループ一体営業の実態に鑑みると、もはや公正競争上の問題が発生しないか等を引き続き注視するような状況ではなく、このような現行ルールを潜脱するような事例を抜本的に改善するため、例えば、県域等子会社等を通じた一体営業の禁止や「NTT」ブランドの使用禁止等、実効性ある措置が講じられるべきであると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(KDDI P5、P6)</p> <p>これまでの行政指導に対するNTT東西の措置内容について</p>	

該当部分	再意見
<p>2007年度・2008年度の検証結果をもとに、NTT東西に対して二度にわたり行政指導がなされましたが、当該指導に対して、NTT東西が実施した措置は、全て「文書による指示」「会議における周知徹底」といった一過性のものであることから、継続的に遵守徹底が図られるとは到底思えません。</p> <p>コンプライアンス徹底を図る場合、社内規定化や管理組織の設置等によって、継続的な取組みを推進することが一般的であることから、NTT東西においても、同様の組織的な対策を行う等、第三者からみても実効性が期待でき、また納得性のある措置を講じるよう改めて指導すべきであると考えます。仮に、NTT東西自身において、従前以上の措置がとられないならば、継続的な取組みを促すことを目的に、総務省殿から、過去の指導内容を累積して、毎年指導を行うことも検討すべきであると考えます。</p> <p>また、県域子会社役員とNTT東西役員の兼務状況について、総務省殿の公表において「経営上の秘密に属する情報であるため省略」とされておりますが、ホームページ等で役員状況を公表しているケースが多いなか、当該兼務状況が何故経営上の秘密情報に該当するのか理解できません。</p> <p>このため、基本的には公表すべきであると考えますが、仮に公表できないのであれば、どのような理由で経営上の秘密に属する情報と判断されるのかを明示すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ケイ・オプティコム P3)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弊社共調べによると、NTT 東西殿の 116 窓口において、利用者が加入電話の移転・転居の手続きを行う際に、接続業務で取得している顧客情報をもとに、利用 ADSL 事業者の案内及びフレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業が依然継続されています。※7</li> <li>※7 116 における回線移設手続き時の利用 ADSL 事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果(弊社共調べ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は接続の業務で知り得た情報の目的外利用の防止やフレッツサービス等の営業活動において加入電話及び INS64の契約に関して得た加入者情報であって他事業者が利用できないものを用いないことについて、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図るなど、適切な措置を講じております。</li> <li>・ また、「116」における加入電話等の移転申し込みの際に、フレッツ</li> </ul>

該当部分	再意見																						
<p><b>①利用ADSL事業者の案内</b></p> <p>(対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>Q.NTT116番にて電話回線移設のお手続きをして頂いた際に、ADSL事業者まで連絡するようという案内が、NTTからありましたか？</p> <table border="1" data-bbox="188 679 607 834"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">利用ADSL事業者への連絡案内</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008年度</td> <td>58% (419件)</td> <td>42% (301件)</td> </tr> <tr> <td>2009年度</td> <td>62% (256件)</td> <td>38% (159件)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>②具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内</b></p> <p>(対象:①で「利用ADSL事業者への連絡案内があった」と回答した方)</p> <p>Q:その際に、「Yahoo! BB」という名前の案内がNTT116番担当者の方からありましたか？</p> <table border="1" data-bbox="188 983 607 1137"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008年度</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>2009年度</td> <td>49% (125件)</td> <td>51% (131件)</td> </tr> </tbody> </table>		利用ADSL事業者への連絡案内		あり	なし	2008年度	58% (419件)	42% (301件)	2009年度	62% (256件)	38% (159件)		具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内		あり	なし	2008年度	-	-	2009年度	49% (125件)	51% (131件)	<p>ツ光等についてお客様からお問合せがあった場合にご説明することや他社サービスを利用している場合には他社への連絡が必要な旨をお伝えすることがありますが、これはお客様利便確保を目的に行っているものであり、公正競争上の問題はないと認識しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、フレッツサービス等の受付センタと116センタを同一とするか否かは当社の業務運営の問題であり、そもそも、競争セーフガード制度の検証対象ではないと考えます。</li> </ul>
		利用ADSL事業者への連絡案内																					
	あり	なし																					
2008年度	58% (419件)	42% (301件)																					
2009年度	62% (256件)	38% (159件)																					
	具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内																						
	あり	なし																					
2008年度	-	-																					
2009年度	49% (125件)	51% (131件)																					

該当部分	再意見											
<p>③フレッツ勧誘有無</p> <p>(対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>Q:NTTが提供されているインターネットサービス(フレッツ)についての勧誘はありましたか?</p> <table border="1" data-bbox="192 379 613 555"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">フレッツ勧誘</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008年度</td> <td>41% (294件)</td> <td>59% (426件)</td> </tr> <tr> <td>2009年度</td> <td>51% (211件)</td> <td>49% (204件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調査期間:2009年6月中旬～2009年7月上旬調査方法:Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施 総数:448件(有効回答:415件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件については、以下の2点から、公正競争上、問題があると考えます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 116番への加入電話又はINS64の移転申込みに対し、活用業務を含むフレッツ光サービスの営業活動が行われることは、活用業務の実施に当たり、NTT東西殿が電気通信事業の公正な競争を確保するために講じたこととした具体的措置の「営業面のファイアーウォール」等に抵触する</li> <li>- 116番において、具体的な利用ADSL事業者の案内が行われていることから、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報を利用して勧誘を行っている疑いがあり、事業法第30条第3項第1号の禁止行為に抵触する可能性がある</li> </ul> </li> <li>・ 前者については昨年度、後者については一昨年度の検証において、当該行為が行われることのないよう、NTT東西殿に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請され、その履行状況について総務省殿への報告を求めるとする措置が行われたところです。しかしながら、NTT東西殿の措置(会議や文書等での周知)について詳細な内容は公表されておらず、競争事業者の立場から指導の結果や効果を検証できない状況です。</li> </ul>		フレッツ勧誘		あり	なし	2008年度	41% (294件)	59% (426件)	2009年度	51% (211件)	49% (204件)	
		フレッツ勧誘										
	あり	なし										
2008年度	41% (294件)	59% (426件)										
2009年度	51% (211件)	49% (204件)										

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そもそも周知・徹底や履行状況に係る報告要請は、形式的な措置であり、事実、指導が行われた以降も不適切と思われる勧誘が依然と変わりなく継続されていることから、こうした指導内容が不十分な措置であったことは明らかです。</li> <li>・ また、後者については、一昨年度指導事項であったにも関わらず、昨年度の検証結果においては注視のみであり、実態調査が不十分であると言わざるを得ません。</li> <li>・ 以上を踏まえ、本件については、以下のとおり措置を講じるべきと考えます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 一昨年度及び昨年度の指導に基づき NTT 東西殿が講じた措置の実効性を第三者が客観的に評価できるよう、措置内容の詳細を公表させるとともに、再発を防止する観点から、指導後の違反事例について、罰則を課す等、より実効性のある指導を行う</li> <li>－ 本件の根本的な問題が、116 窓口とフレッツサービス受付センターが一体で運用されている実態に起因していると考えられることから、2 つの窓口の所在地及び対応者を物理的に分離することや、NTT グループ以外の会社が個別に委託業務として運用する等の踏み込んだ措置をあわせて実施する</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P12-P16)</p> <p>NTT東・西の116窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ光の営業活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動等の複数の問題事例が報告されており、事態は依然として改善されていない状況です。</li> <li>・ 2008年度の検証結果に基づく総務省からの措置に対し、NTT東・西は、「東西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」における営業面でのファイアーウォールを遵守するため、会議や文書により、各支店及び県域等子会社に対して、116番への加入電話等の移転申込みを行う加入者に対し、問い合わせが無いにもかかわらずフレッツ光の営業活動を行わないよう周知・徹底したとの報告を行っていますが、これまでのNTT東・西による対応が真に適切であったか改め</li> </ul> </li> </ul>	

該当部分	再意見
<p>て踏み込んだ検証を行うべきと考えます。もし、適切な対応を行ったにも関わらず、営業面でのファイアーウォールが機能していないのであれば、問題は窓口の所在地及び対応者が同一という現在の組織そのものにあると考えられるため、物理的に分離する等の抜本的措置が講じられるべきです。また、英国のBTのアクセス部門を監査するEAB※のような組織を使った第三者による内部調査も、客観的に検証する仕組みとして参考になると考えます。</p> <p>※EAB (Equality of Access Board)</p> <p>BTのアクセス部門である Openreach がBT社内のリテール部門と競争事業者とを公平に扱っているかどうかを監査する組織。EABは 5 名で構成(BT社内から非常勤取締役 1 名、上級管理職 1 名、社外から 3 名)されており、さらにEABの活動を、BT組織内のEAO (Equality of Access Office; アクセス同等性事務局)が補佐(EABに代わって内部調査し、EABに報告)している。</p> <p>・なお、本年7月16日に公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価 2008(案)」では、「NTT東・西は、NTT加入電話の顧客情報によって営業面等で競争事業者に対して優位となる可能性もある。このように、NTT東・西による固定電話市場からFTTH市場へのレバレッジ等によって、FTTH市場で市場支配力を行使することへの懸念がある。」との分析結果が示され、「FTTHへのマイグレーションに関しては、鈍化の傾向も見られるものの、引き続き進展しており、NTT東・西と他の事業者のシェア格差の拡大傾向も続いている。他の部分市場(*)からの競争圧力が弱まる場合には、現行の競争ルール下においても市場支配力の行使の可能性が高まる点に留意する必要があることから、競争ルールの不断の点検が行われるべきである。」との考え方が示されています。また、「広告・宣伝、工事や手続等はモニター調査の結果から料金に次いで利用者のサービス選択に影響を与える要素であることが分かっている。これらの要素がFTTH市場の競争に及ぼす影響についても注視すべきである。」との指摘もなされているところです。</p> <p>(*)他の部分市場:ADSL市場及びCATVインターネット市場</p>	

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ このように、NTT東・西と他事業者とのシェア拡大等によってNTT東・西による市場支配力の行使の可能性が高まる中、今後、競争ルール見直しの必要性も指摘されており、更に、NTT加入電話の顧客情報や、広告・宣伝、工事や手続き等がFTTH市場の競争に影響を及ぼす要素として示されていることから、116窓口における問題のみならず、NTT東・西の支店、県域等子会社、代理店等を通じたフレッツに係る全ての営業活動において、それらの要素がFTTH市場にどのような影響を与えているか詳細な調査分析を行った上で、現行の競争ルールが十分機能しているのか改めて検証することが必要と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(KDDI P4、P5)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入電話からひかり電話への切替がメタル回線撤去に伴う公的施策であるかのような不適切な広告物の配布については、昨年度検証結果の総務省殿考え方において、「NTT 東西は 08 年 6 月に設置した広告物の審査組織において、すべて広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している」として、「引き続き注視する事項」として整理されています。本件については、不適切な広告物配布防止の観点から、NTT 東西殿の広告物の審査体制や審査の手法、審査の結果等についての適時適切な報告を制度的に義務付けるべきと考えます。</li> <li>・ また、不適切な営業活動を防止するという観点では、営業活動の一部である広告物の検証のみでは不十分と言わざるを得ません。仮に、広告物の内容が適正であったとしても、営業担当者による日々の営業活動において、あたかも国策の一部であるような誤解を与える内容でひかり電話への移行を促す等、過剰な宣伝・勧誘等を行うことも可能です。</li> <li>・ 従って、NTT 東西殿には営業マニュアル等の報告・公表を義務付けるとともに、総務省殿は当該内容をもとに、ひかり電話に係る営業活動全般の適正性について、包括的な検証を行うべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P30)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、ひかり電話等の営業活動において、他事業者の利用することのできない加入電話の顧客情報を用いないこと等について、支店及び県域等子会社の社員等に周知・徹底を図り、全社員を対象にした公正競争に関する研修を実施するなど、適切な措置を講じております。</li> <li>・ また、昨年6月に本社に設置した審査組織等において、全ての広告物の事前チェックを行うなど、広告物の適正化を推進しております。</li> </ul>

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相互接続において必要となる電気通信番号に係る交換機トランスレータ展開工事について、NTT 西日本殿では、総務省殿の番号指定が完了した番号のみを工事受付する方針をとっていますが、一部の携帯電話事業者に対しては総務省未指定番号についても工事を実施している状況にあります。このように、携帯電話事業者間で当該工事の実施方法に差異が生じていることで、一部の携帯電話事業者には工事費用負担の面で、不利益が生じています。こうした現状は、事業法第30条第3項第2号で禁止されている「特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」に該当する恐れがあると考えます。</li> <li>・ 従って、総務省殿においては、NTT グループ会社と他接続事業者との接続に係る公平性を保つ観点から、本事例について詳細に調査を行った上で、携帯電話事業者の番号展開工事の実施方法、工事受付方針を統一し、携帯電話事業者により、扱いに差が生じないよう接続に係る必要なルール整備を行って頂きたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P24)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、当社網から接続事業者網へ接続するために必要な当社交換機のトランスレータ展開工事について、接続事業者網へのルーティングに必要な桁数までの番号展開を行うこととしていますが、その際、当社網から接続事業者網への網間接続において、総務省殿から指定されていない電話番号帯を展開してルーティングすることはありません。</li> <li>・ ソフトバンク殿が指摘されている携帯電話事業者間でのトランスレータ展開工事の実施内容及び工事費用の差異については、接続事業者網と当社網との接続形態の差異により、結果として発生しているものであることから、当社が特定の携帯電話事業者を不当に扱っている事実はありません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続事業者の直収電話サービスの提供の際に接続を行うNTT 東西殿のDSL 等接続専用サービス(ドライカッパ)のジャンパ切替工事費(1,200円)については、利用者から見て、同じ電話サービスであるにも係らず、NTT 東西殿において加入電話サービスを提供する際の当該工事費(1,000円)との間に差異が生じています。</li> <li>・ このことは、NTT 東西殿における契約内容の違い(加入電話サービス及びDSL 等接続専用サービス)に起因していますが、この水準差についてはDSL 等接続専用サービスにおいては、DSL サービスに特有の理由による提供不可(リンクNG)の発生を反映したものと説明をNTT 東西殿より受けています。</li> <li>・ しかしながら、接続事業者の直収電話サービス(DSL 重畳なし)の提供においては、DSL サービスと異なり、リンクNG等の事象は発生しておらず、物理的に実施している工事もNTT 東西殿の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社のDSL等接続専用サービス(契約者回線型)は当社がエンドユーザに提供するサービスであり、当社がエンドユーザ向けに設ける契約条件(開通工事費を含む)は、接続事業者が当該サービスに係る機能を利用してエンドユーザに提供する直収電話サービスやDSLサービス等のサービス種別に関わらず同一としているため、当社はDSL等接続専用サービスの開通工事費について、リンクが未確立状態となった場合には工事費等の負担を求めず、リンク未確立状態の発生率を反映させた局内工事費(ジャンパ切替工事費)を一律に適用しているところで</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>加入電話サービスと同内容であり、DSL サービスと同額の工事費を適用する理由は無いものと考えます。また、結果として接続事業者の電話サービスに対し高額な工事費を請求しているこのような状況は、公正競争上、極めて問題であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従って、総務省殿においては、本件に関する調査を行い、料金の不平等を早急に是正するよう指導を行うべきと考えます。具体的には、NTT 東西殿の DSL 等接続専用サービスのジャンパ切替工事費について、直収電話サービス用と DSL サービス用で、個別に料金設定を行う等により、NTT 東西殿の加入電話サービスと接続事業者の直収電話サービスの工事費を同額とするよう指導を行うべきであると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P39)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なお、上記の内容については、当社からソフトバンク殿にご説明させて頂き、双方合意して受付事務処理確認事項を締結すると共に、それに基づく運用を行っていることから、特段の問題はないものと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ADSL(電話加入権不要タイプ)の契約変更手続きにおいて、競争事業者間で切り替えを行う場合は利用者の解約手続きなく契約変更が可能ですが、NTT 東西殿の「フレッツ ADSL」が関わる場合は一度解約手続きが必要となります。このため、利用者にとっては手続きが煩雑となり、契約手数料が追加的に発生することで利用者利便が損なわれるばかりか、競争事業者の顧客獲得にも影響を及ぼしています。</li> <li>このことは、NTT 東西殿における契約内容の違い(IP 通信網サービス及び DSL 等接続専用サービス)に起因していますが、ドライカッパ部分の物理的な構成は同様であり、IP 通信網サービスと DSL 等接続専用サービスの間の変更について、契約を移行させる扱いとする契約約款の変更や業務フローの見直し等により、NTT 東西殿の「フレッツ ADSL」が関わる変更の場合でも、利用者の解約手続きなく継続利用することが可能と考えます。</li> <li>利用者の利便性向上及び公正競争環境確保の観点から、事業者間の契約変更における不平等について早急に是正を行うべきであることから、総務省殿においては、NTT 東西殿に対して、詳細な調査を行うとともに、契約約款の変更等に係る指導を行うべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク P40)</p>	<p>【利用者の解約手続きについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他事業者間でDSLサービスの切り替えを行う場合であっても、フレッツADSLと他社DSLサービスとの間で切り替えを行う場合と同様、お客様は、切り替え前の事業者に対し、DSLサービスの廃止申込みを行うことになるため、ソフトバンク殿の「競争事業者間で切り替えを行う場合は利用者の解約手続きなく契約変更が可能だが、NTT 東西のフレッツ ADSL が関わる場合は一度解約手続きを行う必要があるため、利用者にとっては手続きが煩雑となることで利用者利便が損なわれる」とのご指摘はあたらないと考えます。</li> </ul> <p>【契約手数料について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フレッツADSLからの切り替えを含め、お客様が新たに他社DSLサービスをご利用される場合、当社において、DSL回線に係</li> </ul>

該当部分	再意見
	<p>る情報を当社のDSL回線管理システムに登録する作業等が発生するため、当社は他事業者に「DSL回線設置手数料」をご負担頂くこととしていますが、他事業者が当該手数料をユーザ料金に転嫁するか否かについては、各事業者の判断によるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、他社DSLサービスからフレッツADSLに切り替える場合も、フレッツADSLに係る情報を当社の顧客管理システムに登録する同等の作業等が発生いたしますが、当社はお客様に「DSL回線設置手数料」と同額の「契約手数料」をご負担頂くこととしています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、NGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款変更認可申請が行われておりますが、NTT東・西の子会社がネイティブ接続事業者となることは、脱法的にNTT東・西自身がISP事業を行うことと同義となり、NTT法の趣旨に反するものであるため、絶対に認められるべきではありません。また、NTT東・西の特定関係事業者であるNTTコムや、NTT持株会社傘下の事業者についても、一体的な営業等を禁じたNTT再編成の趣旨に反し、公正競争を阻害するものとなるため、ネイティブ接続事業者として認められるべきではありません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(KDDI P11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 法第 1 条第 2 項における「地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする」との規定や「NTT の再編成についての方針」(1996 年 12 月 6 日公表)における「地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う」と規定にあるとおり、NTT 東西殿の本来の業務範囲は地域電気通信事業に限られているところです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネイティブ接続事業者の選定にあたっては、できる限り多くのお客様にIPv6インターネット接続サービスをご利用頂けるようにすることで、お客様の利便性向上を図る観点から、ネイティブ接続事業者を選択する各ISP事業者の契約数の合計が多い順に選定を行うこととしているところであり、当社としては、当社との資本関係の有無に関わらず、契約数の多い順に選定を行うことが適当であると考えています。</li> <li>・ なお、当社は、これまでも法令や接続約款等に基づき、自社や自社グループ会社と他事業者を内外無差別に取り扱ってきたところであり、今回も同様に対応していく考えです。</li> </ul>

該当部分	再意見
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しかしながら、2001 年度の活用業務制度導入以降、次々と当該業務の認可がなされ、結果として、NTT 東西殿が活用業務であるひかり電話サービスやフレッツサービスを実質的に主要業務として営むことで、NTT 法や NTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたし、NTT 東西殿の業務範囲規制自体が形骸化している状況となっています。</li> <li>・ NTT-NGN においても、その IP 網は県内・県間を一体的に提供するサービスであり、こうした業務範囲規制の趣旨からすれば、本来であれば NTT 東西殿以外の事業者が提供すべきところ、NTT 東西殿は活用業務を用いて、独占的な市場シェアを持つ FTTH アクセス網と IP 網を一体として構築しています。この結果、ISP 事業者はアクセス網として NTT-NGN を選択せざるを得ず、公正な競争環境を確保することができない状況にあるところですが、現在、この NTT-NGN 上での IPv6 インターネット接続サービスの提供方式の一つとして、選定された 3 社のみが接続事業者としてエンドユーザーに IPv6 アドレスを付与するという「ネイティブ方式」が議論されています。</li> <li>・ これについては、そもそも NTT-NGN 自体が公正競争上の問題を孕んでいること、及び NTT-NGN 上で IPv6 のネイティブ接続が可能な事業者が 3 社に制限されていること等に鑑み、公正競争上、必要な措置が取られるべきと考えます。</li> <li>・ 具体的には、NTT 東西殿及びその 100%子会社は当然のこと、NTT 東西殿と直接的・間接的かを問わず資本関係のある会社がネイティブ事業者として NTT 東西殿と接続を行うことについても、ISP 市場において最も大きなシェアを持つ NTT グループ会社の存在や NTT 持株殿を基軸としたグループの一体的な経営戦略、その他ブランド力等による NTT グループの市場支配力が与える影響を総合的に勘案すると、公正競争上の問題が非常に大きいため、これを明確に禁止する必要があると考えます。</li> <li>・ なお、前述のとおり、NTT 東西殿の業務範囲規制自体が形骸化しているという本質的な問題についても総括的な検討が必要なことから、NTT 組織の見直し議論について、早急に開始すべき</li> </ul>	

該当部分	再意見
<p>と考えます。</p> <p>(ソフトバンク P34)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT 東西殿の加入電話サービスからドライカップを用いた直収電話サービス(「おとくライン」)に切替を行う際、利用者からの要請により弊社共から NTT 東西殿にドライカップに関する工事依頼を行う必要が生じます。この際、NTT 西日本殿においては、弊社共より切替工事時間帯を「午前」又は「午後」と指定したにもかかわらず、工事時間帯について「時間帯指定なし」(時間帯指定不可)との回答を受ける件数が指定した全体の 64%を占めており、利用者からの時間指定の要望に応えられていない状況です。※9</li> <li>・ 加えて、工事時間帯を明確に指定できないことにより、工事に伴う入居ビルの MDF 室等への入館手続がスムーズに実施できないほか、現地の工事に係る要員を丸一日確保する必要がある等の付随的な支障も発生している状況です。</li> <li>・ 一方で、弊社共直収電話サービスから NTT 東西殿の加入電話サービスに切替するために、弊社共へ申請された工事依頼においては、「午前」又は「午後」と時間帯を指定されているものが大多数であり、「時間帯指定なし」となっているものはわずかとなっています。※10 この結果、NTT 西日本殿においては、弊社共直収電話サービスへの切替時と NTT 西日本殿の加入電話サービスへの切替時との間に顕著な違いが現れています。</li> <li>・ このように、切替工事の時間指定において、NTT 西日本殿の設備利用部門の加入電話サービスへの切替に比べて、接続事業者である弊社共の直収電話サービスへの切替は不当に不利に取り扱われていると考えられ、このことは事業法第 30 条第 3 項第 2 号に規定する禁止行為(特定の事業者に対し不当に不利な取扱いを行うこと)に該当するものと考えます。</li> <li>・ 従って、総務省殿においては、公正競争確保の観点からの詳細な実態調査を行った上、NTT 東西殿と接続事業者のサービスに係る工事を同等に取り扱うことをルール化する等、早期の是正に向けた所要の措置を講じるべきと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社ビル内のみドライカップ開通工事については、当社システムの制約上、システムの工事時間帯指定欄に入力された情報に基づき午前／午後の時間帯指定を行うのではなく、接続事業者から電話連絡や記事欄記載して頂くことにより可能な限り対応することとしてきたところであり、その旨を接続事業者にご説明し、運用してきたところです。</li> <li>・ なお、当社システムの工事時間帯指定欄を用いた午前／午後の時間帯指定について、今後、要望事業者との調整を踏まえ、対応させて頂く所存です。</li> </ul>

該当部分	再意見																								
<p>※9 弊社共時間指定工事依頼(「午前」又は「午後」)に対するNTT東西殿からの回答実績 (2008年11月～2009年4月(6ヶ月間)の実績(回線数ベース))</p> <table border="1" data-bbox="174 316 920 486"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>時間帯指定なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT 東日本殿 (n=25,096 回線)</td> <td>22,883 回線 (91%)</td> <td>2,212 回線 (9%)</td> <td>1 回線 (0%)</td> </tr> <tr> <td>NTT 西日本殿 (n=20,155 回線)</td> <td>5,878 回線 (29%)</td> <td>1,319 回線 (7%)</td> <td><u>12,958 回線</u> (64%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※10 弊社共に申請されたNTT 東西殿からの工事時間帯についての依頼に関する調査結果 (2008年11月～2009年4月(6ヶ月間)の実績(回線数ベース))</p> <table border="1" data-bbox="174 553 920 724"> <thead> <tr> <th></th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>時間帯指定なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT 東日本殿 (n=45,069 回線)</td> <td>34,177 回線 (76%)</td> <td>5,982 回線 (13%)</td> <td>4,910 回線 (11%)</td> </tr> <tr> <td>NTT 西日本殿 (n=47,832 回線)</td> <td>34,283 回線 (72%)</td> <td>5,189 回線 (11%)</td> <td><u>8,360 回線</u> (17%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ソフトバンク P22)</p>		午前	午後	時間帯指定なし	NTT 東日本殿 (n=25,096 回線)	22,883 回線 (91%)	2,212 回線 (9%)	1 回線 (0%)	NTT 西日本殿 (n=20,155 回線)	5,878 回線 (29%)	1,319 回線 (7%)	<u>12,958 回線</u> (64%)		午前	午後	時間帯指定なし	NTT 東日本殿 (n=45,069 回線)	34,177 回線 (76%)	5,982 回線 (13%)	4,910 回線 (11%)	NTT 西日本殿 (n=47,832 回線)	34,283 回線 (72%)	5,189 回線 (11%)	<u>8,360 回線</u> (17%)	
	午前	午後	時間帯指定なし																						
NTT 東日本殿 (n=25,096 回線)	22,883 回線 (91%)	2,212 回線 (9%)	1 回線 (0%)																						
NTT 西日本殿 (n=20,155 回線)	5,878 回線 (29%)	1,319 回線 (7%)	<u>12,958 回線</u> (64%)																						
	午前	午後	時間帯指定なし																						
NTT 東日本殿 (n=45,069 回線)	34,177 回線 (76%)	5,982 回線 (13%)	4,910 回線 (11%)																						
NTT 西日本殿 (n=47,832 回線)	34,283 回線 (72%)	5,189 回線 (11%)	<u>8,360 回線</u> (17%)																						
<p>1 経過(事実関係)</p> <p>(1)平成16年に現住所に転居 当時、NTT・※※電力・※※ケーブルテレビからネット接続するしかなく、プロバイダーに従来使用していた「@nifty」が選べるのはNTT 以外になかったため、入居と同時にNTT のB フレッツに決め、同社の光電話を同時に利用開始した。</p> <p>(2)光電話の利用開始 旧住所(※※※※※)のときと同番号を希望したが、局が違うとのことで新番号に変更になった。NTT が提示した5つ程度の番号から、同社が一番先に提示した、※※※※※※※※※※※※※※※※※※という覚えやすく、※※など人から好まれる番号を利用することとした。その時、光電話専用番号であることを伝えられたと記憶しているが、何が普通の番号と違うのか尋ねても十分な説明がなく、引っ掛かるところが残ったまま同番号を利用開始することとした。</p> <p>(3)KDDI への変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の番号ポータビリティは、加入電話で利用していた番号を、キャリアチェンジ(当社ひかり電話への移行を含む。以下同じ。)の際、持ち運びできるようにする仕組みであり、当初から他事業者の IP 電話サービスや当社のひかり電話サービスとして番号利用が開始されている場合には、その仕組みを利用することができません。</li> <li>・ また、もともと加入電話で利用していた番号を、他事業者の IP 電話サービスや当社のひかり電話サービスに持ち運びしている場合には、再度、番号ポータビリティの仕組みを利用し、電話番号を変えずにキャリアチェンジすることが可能ですが、その際には、一旦加入電話に戻すことなく、直接、その他の事業者の IP 電話サービス等に移行することが可能です。</li> </ul>																								

該当部分	再意見
<p>平成21年3月、居住マンションにおいてKDDI の利用が可能となった。居住マンションにおいてはNTT 利用者が多く、電話の音質やネットの速度の低下が見られたこと、KDDI の方が料金も安かったことがあり、NTT からKDDI に変更することとした(3月末～4月中旬)。</p> <p>①KDDI の当初の説明では、同一番号を利用するためには、一度固定電話に戻さなければならず、それをNTT に電話して行き、それができたら連絡を下さいとのことだった。(この時点でKDDI の担当者は私の番号が光専用であることを知らなかった。)工事には1万円必要だとか言われるかもしれませんが、法令で3000円までしか取れないことになっていますから心配ありませんと言われた。</p> <p>②NTT(116)に電話したところ、1万円の工事代が必要だと言われ、マンションには管理人がいることを説明したが、工事当日の立会を求められた。また、私の電話番号は光電話専用番号であるため電話番号が変わると言われた。この最終的な回答があるまで、たびたび会話を中断して待たされた。電話番号が変わるのは困ること、当初にそんな説明はなかったと言ったが、専用番号なので帰るしかないとのことだった。納得できない部分があったが、感情的にどうしてもNTT からKDDI に変更してやろうという気持ちになったため、結局、電話番号を変えることとし、当日の立会もすることとせざるをえないまま、工事の予約をした。</p> <p>③KDDI に尋ねようと思っていたところ、同社の営業担当から電話があった。②の経過を説明したところ、電話番号が変わってよいのならば、KDDI 側で工事ができるとのことであり、NTT への工事予約を取消すように言われた。(ただし、NTT のように電話番号を候補から選ぶのではなく、KDDI で指定することになるとのことだった。変な番号でやむをえないときは、いったん光電話を解約して取り直して下さいとの説明だった。)KDDI の工事終了後は、すぐにNTT に連絡して下さい、そうしないと両方から料金を請求されることになりそうですとのことだった。全て了承して、KDDI に工事を依頼した。</p> <p>④数日後、KDDI 関連の工事会社から電話があり、工事日を予約。管理人がいるので当日の立会は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・したがって、もともと加入電話で利用していた番号であれば、一旦加入電話に戻すことなく、その他の事業者のIP電話サービス等にキャリアチェンジできるため、番号ポータビリティの仕組みを利用するにあたっては、加入電話の開通に係る派遣工事費や工事立会等は不要であることから、KDDI 殿による「同一番号を利用するためには、一度加入電話に戻さなければならない」等の説明は誤った説明であると考えます。実際、KDDI殿の誤った説明・案内によって、本件と同様のトラブルが他にも当社に寄せられているため、当社としては、お客様に誤解を与えるような説明・案内がなされないよう、KDDI殿において必要な対応を行って頂きたいと考えます。</li> <li>・なお、今後IP電話の普及拡大に伴い、当初から他事業者のIP電話サービスや当社のひかり電話サービスとして番号利用が開始されている場合も、事業者間で双方向の番号ポータビリティが実現されることが望ましいとして、NGNの活用業務認可条件において、「自社のIP電話サービスと他事業者のOAB～J番号IP電話サービスとの間の相互の同番移行が可能となるような番号ポータビリティの仕組みの実現について検討を行う。」とされているところですが、当社としても、今後、OAB～J電話サービスを提供されている他の事業者と共に、その実現に向けて検討していく考えです。</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>必要ないとのことだった。ただし、屋内の機械の接続は全て自分でやっていただくことになるとの説明があり、了承した。</p> <p>⑤予約日に工事終了し、終了した旨、郵便受けに連絡表があった。自分で機械を接続し、同日夜 NTT に解約を連絡した。NTT からはNTT の機械を後日送付する袋に入れて返送するよう依頼があり了承した(1ヶ月後くらいに届いて返送済)。</p> <p>2 意見</p> <p>(1)総論</p> <p>NTT の行為は、全体として見れば、有利な立場を利用して競争相手を実質的に排除するように邪魔をしているのではないかと印象を持ちました。ユーザ側として気になるのは次の点です。</p> <p>①電話番号が変わると言われたら、困るのが普通ですから、うまくそうなるように誘導して、他社に流出しないよう顧客を囲い込んでいるのではないかと？ (私は、単身ですので、私だけの都合で電話番号を変えられたのですが、家族などいれば、まずできなかつたと思います。)</p> <p>②工事代を過大に伝えたり、本来は不要である立会を求めることで、他社への切り替えを考え直すように利用しているのではないかと？ (働いている身にとっては、平日の昼に立会を求められるのは非常に困ります。)</p> <p>③いったん固定電話に戻さないと、他社に持ち歩けないような番号ポータビリティでは、NTTだけが事前に顧客の動きを把握できてしまい、妨害的行為やや引き留めを可能にしてしまうため、実質的にNTTを競争上有利にしており公正の観点からおかしいのではないかと？</p> <p>(2)具体的な意見としては次のとおり</p> <p>①現在の指摘には、上述のような問題に対する指摘はないが、競争セーフガードの運用で、「既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。」等に違反する行為としてNTT を指導できないのか？</p>	

該当部分	再意見
<p>②違反とは言えないとしたら、競争セーフガードの規定を変更し、上記のような対応をしない(できない)ように指導できないのか？ (今回の募集範囲を超えますが、本セーフガードで対応不能でしたら、他の法令・制度での対応を御検討願います。)</p> <p style="text-align: right;">(個人)</p>	
<p>(財)日本電信電話ユーザ協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信利用についての相談及び指導を行うこと等により「電気通信事業の一層の発展と電気通信利用者の利便の増進をはかり、もって我が国経済社会の発展に寄与することを目的」とした、公益法人である(財)日本電信電話ユーザ協会は、NTTグループのOBが本部の役員に就任し、現役のNTT東・西、NTTドコモの役員・支店長等が地方の協会の理事・顧問等の構成員となっており、実質的にNTTグループ傘下にあると言えます。全都道府県に組織される同協会の支部の事務局は、NTT東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置されており、更に、三者(日本電信電話ユーザ協会、NTT東・西の支店、県域等子会社)が一体となって、会員に対してNTTグループ各社の商品・サービスについて割引を行う等、実質的にNTTグループ各社の営業拠点となっているように見受けられます。</li> <li>・ 更に、同協会は、上述のような公益法人としての目的を持っているにもかかわらず、同協会の事務局が、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、NTTグループ各社社員が講師を務めブロードバンドセミナーや講演会等を開催し、NTTグループ各社の商品・サービスのみの紹介等を行っているケース、会員特典としてNTTグループ各社の商品・サービスに係る割引サービスを取り次いでいるケース、また、公社時代から継承する顧客基盤を元に作成された電話帳に掲載される広告の割引を行っているケース等が見受けられ、NTTグループのみの営業活動を行うことを目的とした組織となっていることが懸念されます。(＊)</li> <li>・ このように、全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局がNTTグループ各社の営業拠点と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (財)日本電信電話ユーザ協会(以下、ユーザ協会)は、「電気通信事業の一層の発展と電気通信利用者の利便の増進をはかり、もって我が国経済社会の発展に寄与することを目的」とした、電気通信に関する事業所ユーザの団体であり、当社は、ユーザ協会との連携を通じて、ブロードバンドの普及拡大、ICT利用促進の一層の強化を図ることが可能であると考えております。</li> <li>・ なお、「Bフレッツ等の(奨励金制度による)割引」とありますが、当社はユーザ協会との間にフレッツ光等に関する販売取次契約は締結しておりますが、ユーザ協会に対し、フレッツ光等を協会会員向けに特別価格で提供している事実はございません。</li> </ul>

該当部分	再意見
<p>なることで、県域等子会社をはじめとするNTTグループ各社間での内部相互補助、情報共有及び共同営業が行われていることが懸念されます。これらの活動内容は、NTTグループ各社が同協会を通じて、電気通信事業法第29条第1項の「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っている」、「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害している」等に該当する可能性があると考えられるため、より踏み込んだ検証を行うことが必要と考えます。</p> <p>・また、同協会の平成21年度事業計画によれば公益財団法人としての認定申請が計画されていますが、上述のように、同協会において実質的に特定の事業者グループの営業活動が行われていることが懸念されます。2008年度の検証結果において、総務省より、「(財)日本電信電話ユーザ協会の事業活動については、引き続き『公益法人の設立許可及び指導監督基準』に基づいた適切な指導監督に努めていく」との考え方が示されていますが、指導状況を公表し、適切な指導監督を引き続き行って頂くよう改めて要望いたします。</p> <p>(*)具体的事例</p> <p>①日本電信電話ユーザ協会では、主な会員特典として、「NTTグループ会社が提供しているサービス・商品の一部」を「会員向けに特別価格で提供」。例えば、NTTドコモの携帯電話料金の大幅な割引、Bフレッツ等の(奨励金制度による)割引、電話帳/iタウンページ広告料の割引、NTT電柱広告の割引、ぶらら(Bフレッツ対応コース等)入会初期費用の割引等があり、NTTグループ各社間の内部相互補助等が懸念される。</p> <p>②日本電信電話ユーザ協会では、定期的にイベントが開催され、NTTグループ各社が同社のサービスを訴求しており、財団の活動内容がNTTの受注に繋がっている可能性もある。これは実質的な共同営業とも考えられる。_</p> <p>(KDDI P11、P12)</p>	

該当部分	再意見
<p>(財)日本公衆電話会(PCOM)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公衆電話の利用者の便益増進を図ること、国民生活の充実に資するとともに電信電話事業の発展に寄与することなどを目的に、公益法人として認可された財団法人(日本公衆電話会)が、昨年度に引き続き、実質的に特定事業者(NTT東・西)の競争サービス(フレッツ光等)の営業活動を行っている事例が見受けられます。</li> <li>・ また、同会の平成21年度事業計画において、「公益財団法人にふさわしい事業活動の追求」が基本方針として掲げられていますが、上述のように、同会において実質的に特定事業者の営業活動が行われていることが懸念されます。2008年度の検証結果において、総務省より、「(財)日本公衆電話会の事業活動については、引き続き『公益法人の設立許可及び指導監督基準』に基づいた適切な指導監督に努めていく」との考え方が示されていますが、指導状況を公表し、適切な指導監督を引き続き行って頂くよう改めて要望いたします。</li> <li>・ 更に、ユニバーサルサービスとして基金補助を受けている公衆電話事業からフレッツ光等への内部相互補助等が行われていることも懸念されるため、より踏み込んだ検証を行い、実態を把握することが必要であると考えます。</li> </ul> <p>(KDDI P12、P13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (財)日本公衆電話会によるフレッツ光販売については、当社と同会との間において締結している販売取次契約に基づくものであり、取次契約の締結にあたり、当社は、他の団体・代理店等と日本公衆電話会とを同等に扱っております。</li> </ul>